

## 鴻巣市子どもまんなか会議 第2回会議次第

日時 令和6年9月20日(金)  
13時30分から  
場所 鴻巣市役所 1001会議室

### 1 開 会

### 2 議 事

- (1) 鴻巣市子ども計画の骨子案について **【資料28】**
- (2) 子どもからの意見聴取について **【資料29】**
- (3) 鴻巣市子どもの権利条例(案)について **【資料30】**

### 3 その他

### 4 閉 会

# 鴻巣市こども計画 骨子案

令和6年9月

鴻巣市

# 目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1. 計画策定の趣旨・背景.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の対象.....	3
4. 計画の期間.....	3
5. 計画の策定体制.....	4
6. 計画策定において踏まえるべき国の動向.....	5
第2章 鴻巣市のこどもを取り巻く状況.....	8
1. 統計にみる鴻巣市の状況.....	8
2. アンケート調査結果の概要.....	17
3. こども・若者の意見聴取結果の概要.....	29
第3章 計画の基本的な考え方.....	30
1. 基本理念（将来像）.....	30
2. 基本目標.....	33
3. 計画の体系.....	34
第4章 計画の内容.....	35
基本目標1.....	35
基本目標2.....	35
基本目標3.....	35
基本目標4.....	35
第5章 教育・保育事業の量の見込みと確保の方策（第3期子ども・子育て支援事業計画）.....	35
1. 教育・保育提供区域の設定.....	35
2. 教育・保育サービスの充実.....	35
3. 地域子ども・子育て支援事業.....	35
第6章 計画の推進と進捗管理.....	35
1. 計画の推進体制.....	35
2. 計画の進行管理.....	35
資料編.....	35

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨・背景

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、全国の市町村に子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられたことから、鴻巣市（以下「本市」という。）では、平成27年度から令和元年度までを計画期間とする「鴻巣市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という。）を策定しました。その後、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善の一層の推進を目的として、令和2年3月に「第2期鴻巣市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）を策定し、「次代の夢咲く <sup>ナンバーワン</sup> 子育てNo.1のまち こうのす」を基本理念とし、こども・子育て支援施策を総合的、計画的に推進してきました。

しかしながら、全国的にこども・若者を取り巻く環境は時代の急速な変動とともにめまぐるしく変化し、その結果生じた様々な困難や新たな課題に対応できずにいるこども・若者が増え、ニート、ひきこもりなどの若者の自立をめぐる問題や、児童虐待、いじめ、不登校などの諸問題がコロナ禍も影響し、さらに深刻化・長期化しています。

また、若い世代が結婚や子育ての将来展望が描けない、子育て当事者の子育てに対する負担や不安、孤立感が高まったことなどが影響し、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっていない状況です。

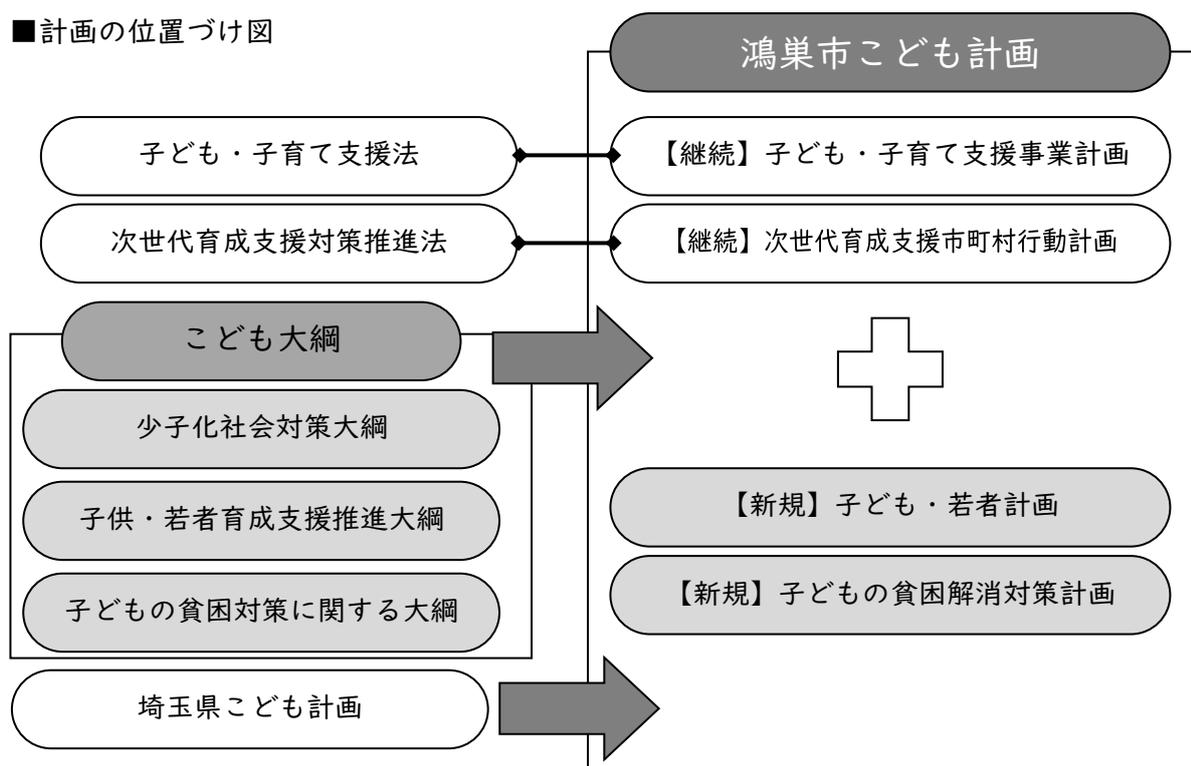
このような状況を踏まえ、令和5年4月1日に、次代の社会を担う全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。また、同法に基づき、同年12月22日に、こども・若者施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めた「こども大綱」が閣議決定されました。これにより、市町村に対し、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案した「市町村こども計画」を定めることの必要性が示されました。

このような背景を踏まえ、この度、「第2期計画」が令和6年度末をもって終期を迎えることから、こども・若者施策を総合的に推進するため、「市町村子ども・若者計画」と「市町村こどもの貧困解消対策計画」を一体とした「鴻巣市こども計画」（以下「本計画」という。）を新たな計画として策定するものです。

## 2. 計画の位置づけ

- 本計画は、国のこども大綱やこども基本法、埼玉県が策定する都道府県こども計画を勘案し、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」であり、本市におけるこども・若者施策に関する事項を定める計画として策定するものです。
- 上位計画である「鴻巣市総合振興計画」の部門別計画とし、鴻巣市SDGs推進方針のとおりに、国際目標のSDGsの要素を反映しつつ、他の部門別計画との整合を図りながら策定します。

### ■計画の位置づけ図



- 「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」
- 「子ども・若者育成支援法」第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」
- 「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条に基づく「市町村計画」

### 3. 計画の対象

本計画の対象は、本市に居住する全ての子ども及び若者（概ね 39 歳まで）と子育て家庭、地域住民、団体等とします。

※国の「こども基本法」において、『本法における「こども」は、心身の発達の過程にある者をいい、一定の年齢で上限を画しているものではない。』との明記がされていることから、本計画においても一定の年齢上限は定めないものとします。

### 4. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、計画期間中であっても、社会経済情勢や市の状況の変化、子ども・若者、子育て家庭のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

#### ■計画の期間

計画 \ 令和	7	8	9	10	11
鴻巣市総合振興計画	第6次		次期計画（予定）		
鴻巣市こども計画 ・子ども・子育て支援事業計画 ・次世代育成支援行動計画 ・子ども・若者計画 ・子どもの貧困解消対策計画	本計画				

## 5. 計画の策定体制

### (1) アンケート調査の実施

本計画の策定のために必要となるこども・子育て支援サービスの利用状況、利用の希望や市民の状況を把握するためにアンケート調査を実施しました。

また、この調査結果を基に、計画期間における教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の用の見込みや確保方策を検討・審議し、より実効性の高い計画を目指しました。

#### ■調査概要

調査種類	実施手法	配付数	対象	回答数
就学前児童保護者	郵送配付・ 電子申請による回答	2,500名	無作為抽出された0～5歳 児童の保護者	1,016名

### (2) こども・若者の意見聴取

本計画の策定のために必要となるこども・若者の意見を把握するために、こども・若者の意見聴取を実施しました。

\*内容がまとまり次第、掲載。各取組、概ね令和6年7月から9月にかけて実施。

この項には、各取組について、目的、日時、対象者、参加者数、実施方法、実施内容、などを掲載予定。

いただいた意見は、「第2章 3こども・若者の意見聴取結果の概要」に掲載予定。

### (3) 検討体制

本計画に子育て当事者等の意見を反映し、本市におけるこども・子育て・若者支援施策をこどもと子育て家庭及び若者の実情を踏まえて実施するため、「鴻巣市こどもまんなか会議」を設置し、計画に関する意見をうかがいながら策定しました。

また、庁内においては、関係課の連携を図りながら、策定しました。

### (4) パブリックコメント（令和6年12月～1月頃を予定）

素案作成段階において、市民に計画策定に関する情報を広く提供するとともに、市民の意見を幅広く聴取し、計画に反映させるためにパブリックコメント（意見募集）を実施します。

## 6. 計画策定において踏まえるべき国の動向

### (1) これまでのこども・若者に関する福祉行政の取組

- 近年の我が国のこども・子育て支援は、「次世代育成支援対策推進法」(平成17年施行)、「子ども・子育て支援法」(平成27年施行)をはじめとした各種法整備に基づき、これまで各施策・制度が進められてきました。
- こどもの健やかな成長を支援するこども・子育て支援の取組のみならず、少子化対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困、児童虐待防止対策など、こどもを取り巻く多様な環境・課題、社会の変化に合わせ、それぞれ個別の法整備が行われ各種計画の策定や取組が進められています。

#### ■ こども・若者支援を取り巻く主な法令等

- **少子化社会対策基本法 (H15.9.1 施行)** →同法に基づき「少子化社会対策大綱」策定
- **次世代育成支援対策推進法 (H17.4.1 施行)**  
※当初10年間の時限法として成立したが、令和17年度まで有効期限が延長
- **子ども・若者育成支援推進法 (H22.4.1 施行)**  
→同法に基づき子供・若者育成支援推進大綱「子ども・若者ビジョン」(H22.10)策定
- **子どもの貧困対策の推進に関する法律 (H22.4.1 施行)**  
→同法に基づき「子供の貧困対策に関する大綱」(H26.8)策定
- **子ども・子育て支援法 (H27.4.1 施行)**

### (2) こども・若者や子育て当事者を取り巻く現状

- 前述のとおり、こども・若者に関する各種法令や大綱に基づき、待機児童対策、幼児教育・保育の無償化、高等教育の無償化などの取組が進められ、一定の成果を挙げてきたところです。
- しかし、令和5年の出生数は75万人台と過去最低を記録し、少子化に歯止めがかかっていない状況が改めて浮き彫りになりました。少子化の主な原因は未婚化と晩婚化であり、若い世代の低い所得と不安定な雇用関係、出会いの機会の減少が主な要因と言われています。
- 相対的に貧困の状態にあるこどもの割合は11.5%となっており、特にひとり親は44.5%と高くなっています(令和3年)。令和4年度には、小・中学校における不登校、「ネットいじめ」の件数、児童虐待の相談件数が過去最高となっています。
- コロナ禍により、友だちとのつながりの希薄化、集団活動や自然体験活動の減少など、こども・若者や子育て家庭をめぐる様々な課題がさらに深刻化し、その影響が長く続くことが懸念されています。

### (3) こども・若者支援の近年の動向

#### 【こども家庭庁の発足】

- 常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもの視点に立ち、こどもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、こども政策の司令塔となり、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務としています。

#### 【こども基本法の施行】

- 同じく令和5年4月から、こどもを権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行となりました。こども基本法では、以下のような内容が定められています。

こども施策に関する大綱 (こども大綱) 【こども基本法第9条第1項】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども施策を総合的に推進するために、基本的な方針、重要事項を定めるもの</li> <li>・これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化</li> </ul>
こども計画の策定 【こども基本法第10条】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村は、こども大綱・都道府県こども計画を勘案したこども計画を作成することが努力義務化</li> <li>・こども計画は、「次世代育成支援対策推進法」や「子ども・子育て支援法」など、既存の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして作成することができることとされた</li> </ul>

#### 【児童福祉法の一部改正】

- 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことを目的として、児童福祉法等の一部が改正（令和6年4月1日施行）されるなど、法整備が進められています。

#### 【こども未来戦略】

- 令和5年12月22日に「こども未来戦略」が閣議決定されました。若い世代の方の将来展望を描けない状況や、子育てをされている方の生活や子育ての悩みを受け止めて策定されています。また、「加速化プラン」において、今後3年間のうちに集中的に取り組む政策が示されています。

##### <基本理念>

- 若者・子育て世代の所得を増やす
- 社会全体の構造や意識を変える
- 全てのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく

### 【こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律の成立】

- 法改正により、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」から、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に名称が変更されました。同法では、こどもの貧困の解消を目指して、現在の貧困の解消だけでなく、将来の貧困を防ぐこと、親の妊娠・出産時から、こどもが大人になるまでの段階に応じて、切れ目なく支援が行われることなどの対策の強化が掲げられています。

### 【子ども・若者育成支援推進法の改正】

- 令和6年6月に、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、「子ども・若者育成支援推進法」が改正され、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されました。

## 第2章 鴻巣市のこどもを取り巻く状況

### 1. 統計にみる鴻巣市の状況

#### (1) 人口、世帯数の推移

- 本市の人口（住民基本台帳）は令和6年4月1日現在、117,579人となっています。令和2年以降、緩やかに減少し、この5年間で約600人の減少となっています。一方、世帯数については、令和6年4月1日現在、53,090世帯で、令和2年以降、ほぼ毎年増加を続けており、この5年間で約2,700世帯増加しています。
- 結果として、1世帯当たりの人員数は、令和2年の2.34人から令和6年の2.21人へと、0.13人減少しています。

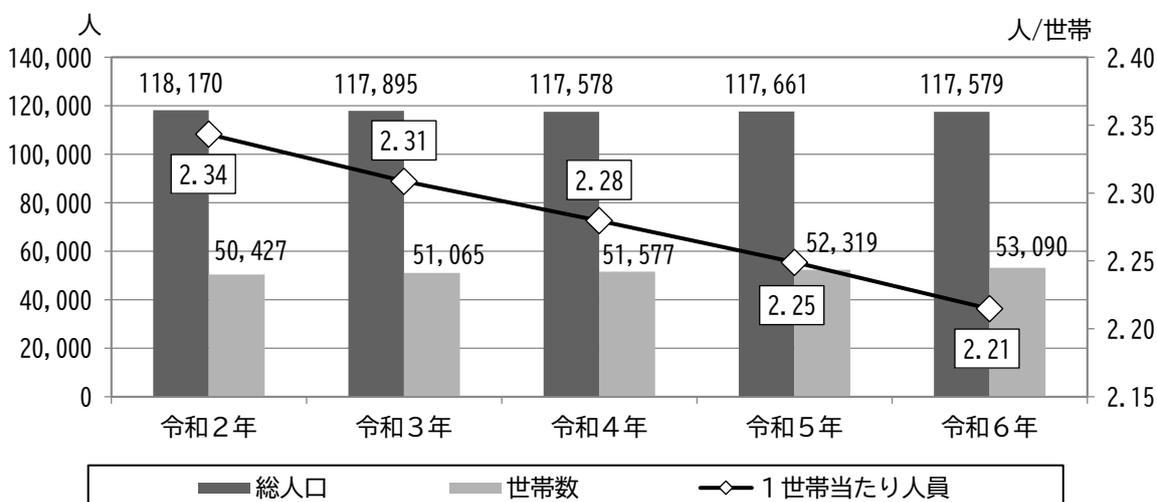
#### ◇人口、世帯数、1世帯当たり人員の推移

単位：人口（人）、世帯（世帯）、1世帯当たり人員（人/世帯）、構成比（%）

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口	118,170	117,895	117,578	117,661	117,579
世帯数	50,427	51,065	51,577	52,319	53,090
1世帯当たり人員	2.34	2.31	2.28	2.25	2.21
年少人口	13,504	13,308	13,037	12,857	12,639
構成比	11.4	11.3	11.1	10.9	10.8
生産年齢人口	69,899	69,235	68,753	68,732	68,678
構成比	59.2	58.7	58.5	58.4	58.4
老年人口	34,767	35,352	35,788	36,072	36,262
構成比	29.4	30.0	30.4	30.7	30.8

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

#### ◇人口、世帯数、1世帯当たり人員の推移



## (2) 年齢3区分別人口構成の推移

- 年齢3区分別人口は、令和6年4月1日現在で、年少人口（0～14歳）が10.8%、生産年齢人口（15～64歳）が58.4%、老年人口（65歳以上）が30.8%となっています。令和2年の構成比と比較すると、この5年間で年少人口は0.6ポイント、生産年齢人口は0.8ポイント減少し、老年人口は1.4ポイント増加しています。

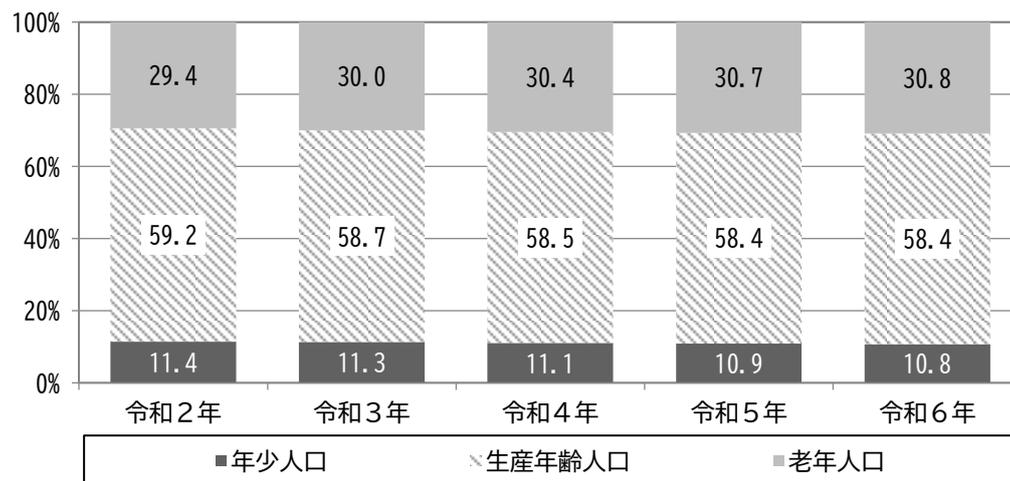
### ◇年齢3区分別人口構成比の推移

単位：%

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
年少人口	11.4	11.3	11.1	10.9	10.8
生産年齢人口	59.2	58.7	58.5	58.4	58.4
老年人口	29.4	30.0	30.4	30.7	30.8

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

### ◇年齢3区分別人口構成比の推移



### (3) 世帯の推移

#### ①世帯の形態

- 本市の世帯の形態は、令和2年国勢調査では、親と子ども世帯が41.4%、夫婦のみ世帯が24.4%、単独世帯が26.6%、その他の親族世帯が6.8%、非親族世帯が0.8%の構成となっています。
- 平成2年以降の推移をみると、親と子ども世帯、その他の親族世帯が大きく減少しているのに対して、夫婦のみ世帯、単独世帯、非親族世帯は大きく増加しています。

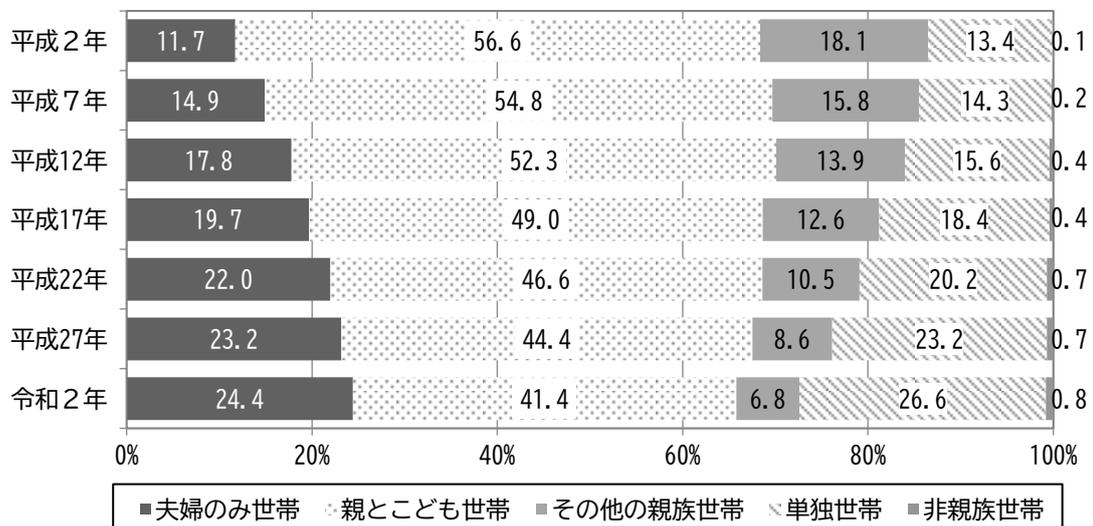
#### ◇世帯の形態の推移

単位：世帯数（世帯）、構成比（%）

区分		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
夫婦のみ世帯	世帯数	3,645	5,310	6,931	8,073	9,531	10,422	11,559
	構成比	11.7	14.9	17.8	19.7	22.0	23.2	24.4
親と子ども世帯	世帯数	17,555	19,503	20,324	20,113	20,201	19,978	19,655
	構成比	56.6	54.8	52.3	49.0	46.6	44.4	41.4
その他の親族世帯	世帯数	5,629	5,637	5,414	5,153	4,551	3,881	3,212
	構成比	18.1	15.8	13.9	12.6	10.5	8.6	6.8
単独世帯	世帯数	4,172	5,101	6,052	7,534	8,731	10,417	12,627
	構成比	13.4	14.3	15.6	18.4	20.2	23.2	26.6
非親族世帯	世帯数	36	63	140	173	312	298	390
	構成比	0.1	0.2	0.4	0.4	0.7	0.7	0.8
一般世帯数	世帯数	31,037	35,614	38,861	41,046	43,326	44,996	47,443
	構成比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：国勢調査（平成12年以前は、鴻巣市、吹上町、川里町合計値）

#### ◇世帯の形態の構成比の推移



## ②ひとり親世帯

- 本市のひとり親世帯の状況は、令和2年国勢調査では、母子世帯で863世帯、父子世帯で160世帯となっています。
- 18歳未満世帯員のいる世帯数は、平成22年以降年々減少しているものの、18歳未満世帯員のいる母子世帯や父子世帯は900人前後で推移しています。結果として、18歳未満世帯員のいる世帯におけるひとり親世帯の構成比が増加しています。

### ◇ひとり親世帯の推移

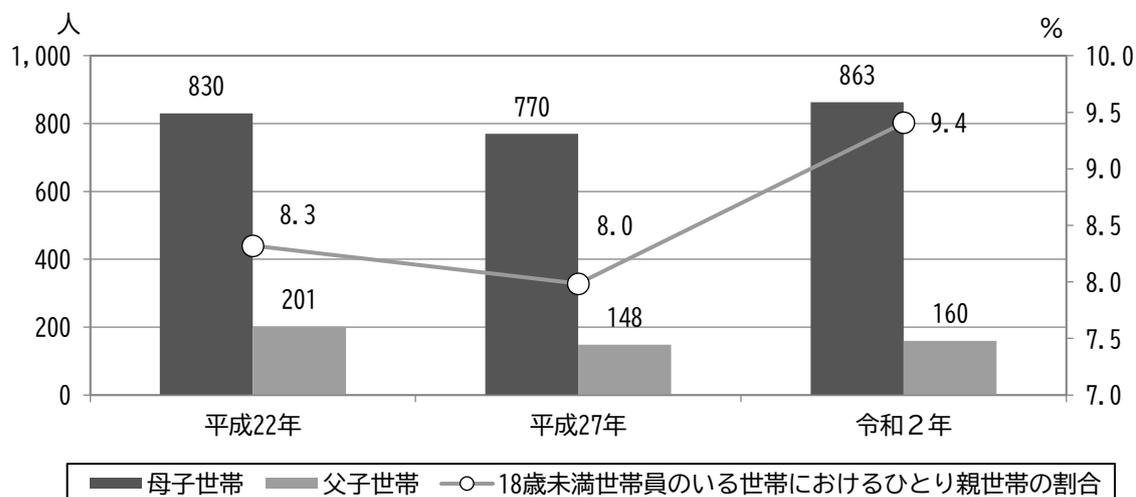
単位：世帯数（世帯）、構成比（％）

	平成22年	平成27年	令和2年
母子世帯	830	770	863
父子世帯	201	148	160
18歳未満世帯員のいる世帯	11,430	10,420	9,801
母子世帯	768	702	784
父子世帯	183	130	138
18歳未満世帯員のいる世帯におけるひとり親世帯の構成比	8.3	8.0	9.4

注) 他の世帯員がいる世帯を含む

資料：国勢調査

### ◇ひとり親世帯及び18歳未満世帯員のいる世帯におけるひとり親世帯の構成比の推移



#### (4) 出生数、出生率、合計特殊出生率の推移

- 本市の令和4年の出生数は645人となっています。平成29年は800人を超えていましたが、その後減少し、近年は600人台で推移しています。また、出生率（人口1,000人に対する出生数）をみると、令和4年は5.5人で、埼玉県、全国と比較すると、本市は0.7ポイント前後低くなっています。
- 同様に合計特殊出生率についてみると、令和4年は1.10で、埼玉県より0.07ポイント、全国より0.16ポイント低くなっています。

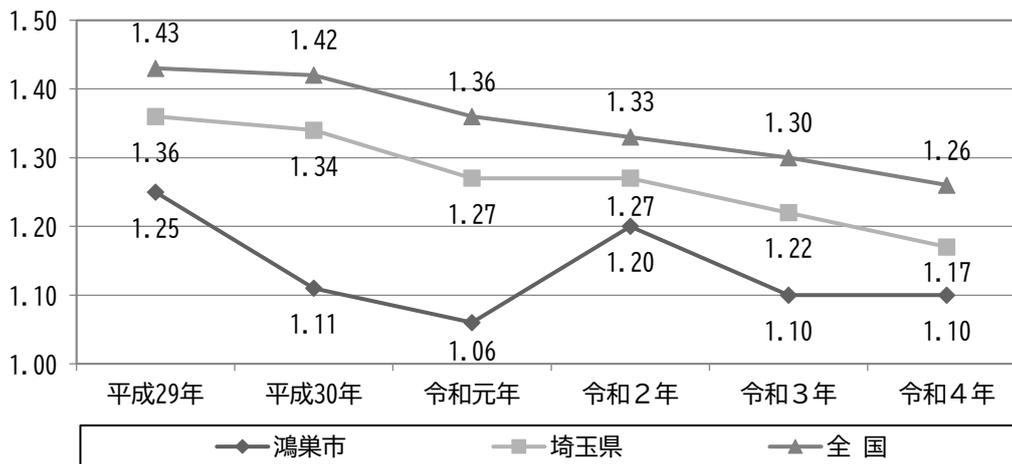
##### ◇出生数、出生率、合計特殊出生率の推移

単位：出生数（人）、出生率（％）、

区分		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
出生数	鴻巣市	811	703	647	667	651	645
	出生率						
出生率	鴻巣市	6.9	6.0	5.5	5.8	5.6	5.5
	埼玉県	7.4	7.1	6.7	6.6	6.4	6.1
	全国	7.6	7.4	7.0	6.8	6.6	6.3
合計特殊出生率	鴻巣市	1.25	1.11	1.06	1.20	1.10	1.10
	埼玉県	1.36	1.34	1.27	1.27	1.22	1.17
	全国	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26

資料：人口動態統計（各年1月1日～12月31日まで）

##### ◇合計特殊出生率の推移（市、埼玉県、全国の比較）



## (5) 婚姻の推移

### ① 婚姻率

- 本市の婚姻率（人口 1,000 人に対する婚姻の件数）についてみると、令和 4 年は 2.9 件となっています。埼玉県、全国と比較すると、順に 1.1 ポイント、1.2 ポイント低くなっています。

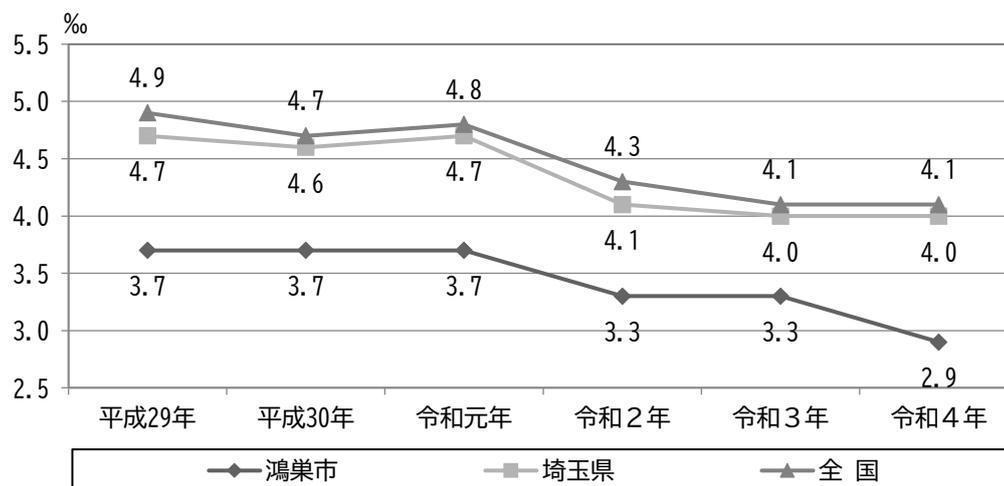
### ◇ 婚姻率の推移

単位：‰

区分	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
鴻巣市	3.7	3.7	3.7	3.3	3.3	2.9
埼玉県	4.7	4.6	4.7	4.1	4.0	4.0
全国	4.9	4.7	4.8	4.3	4.1	4.1

資料：人口動態統計（各年 1 月 1 日～12 月 31 日まで）

### ◇ 婚姻率の推移（市、埼玉県、全国の比較）



## ②年代別の未婚率

- 男女の未婚率について年代別に平成2年以降の推移をみると、男性は年齢が高くなるほど上昇率が多く、35～39歳では23.9ポイント上昇しています。
- 女性では25～34歳の上昇率が多く、特に25～29歳では29.4ポイントと大きく上昇しています。男女とも晩婚化が進んでいます。

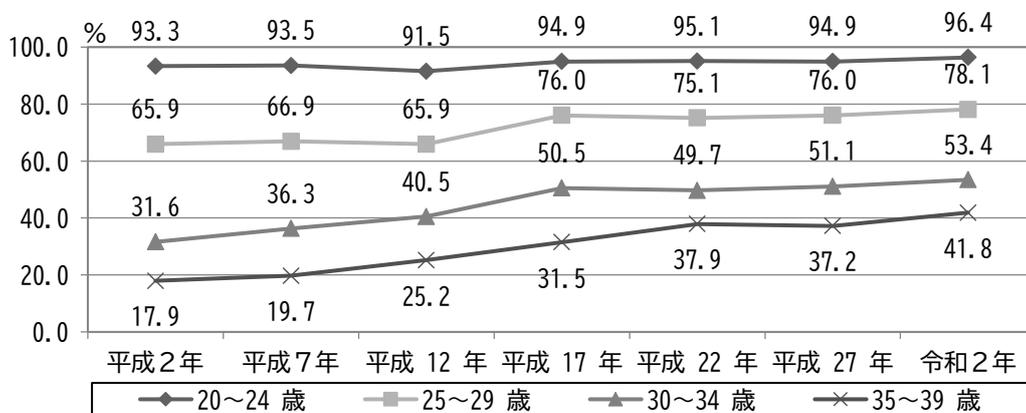
### ◇年代別未婚率の推移

単位：％

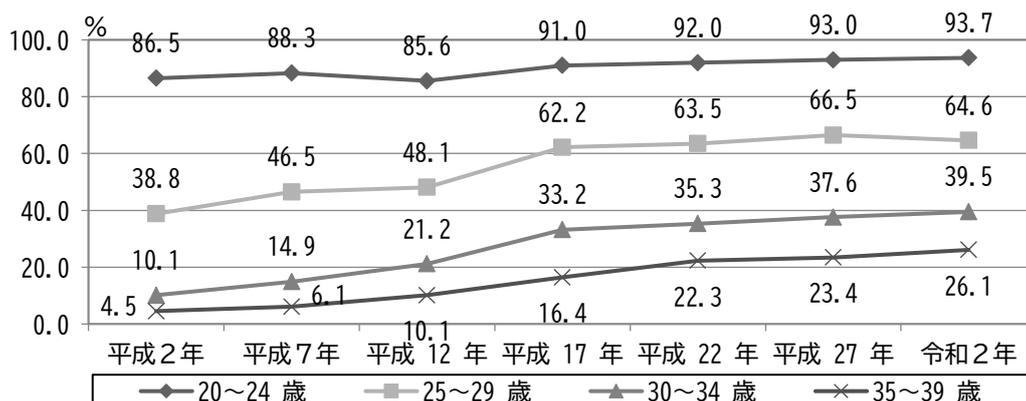
区分		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
男性 未婚率	20～24歳	93.3	93.5	91.5	94.9	95.1	94.9	96.4
	25～29歳	65.9	66.9	65.9	76.0	75.1	76.0	78.1
	30～34歳	31.6	36.3	40.5	50.5	49.7	51.1	53.4
	35～39歳	17.9	19.7	25.2	31.5	37.9	37.2	41.8
女性 未婚率	20～24歳	86.5	88.3	85.6	91.0	92.0	93.0	93.7
	25～29歳	38.8	46.5	48.1	62.2	63.5	66.5	64.6
	30～34歳	10.1	14.9	21.2	33.2	35.3	37.6	39.5
	35～39歳	4.5	6.1	10.1	16.4	22.3	23.4	26.1

資料：国勢調査

### ◇男性の年代別未婚率の推移



### ◇女性の年代別未婚率の推移



## (6) 女性の就業率の推移

- 本市の女性の就業率を年代別で見ると、令和2年では、20～24歳が61.5%、25～29歳が71.2%、30～34歳が66.4%、35～39歳が66.9%、40～44歳が70.3%となっています。平成2年から令和2年にかけて、20歳代後半から30歳代の就業率が大幅に上昇しています。
- 埼玉県、全国と比較すると、いずれの年代も本市が最も高くなっています。

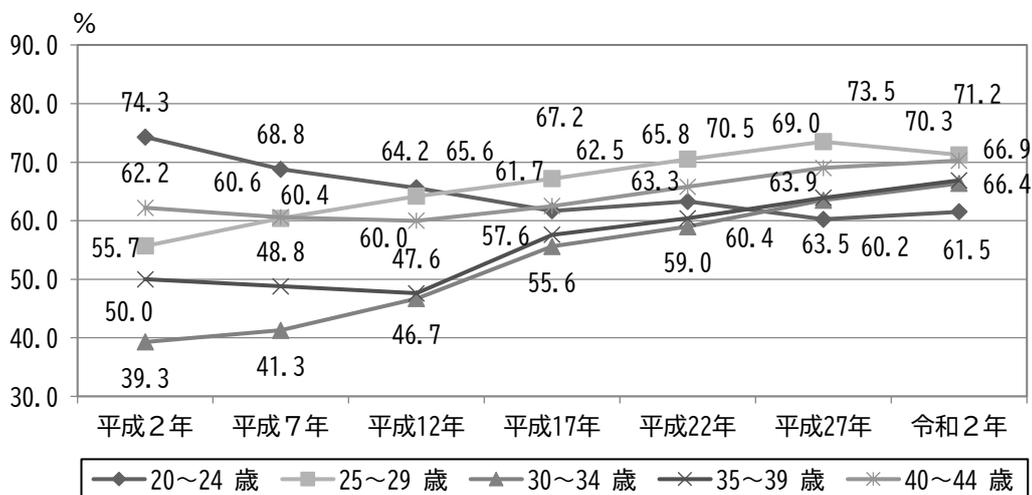
### ◇女性の就業率の推移

単位：％

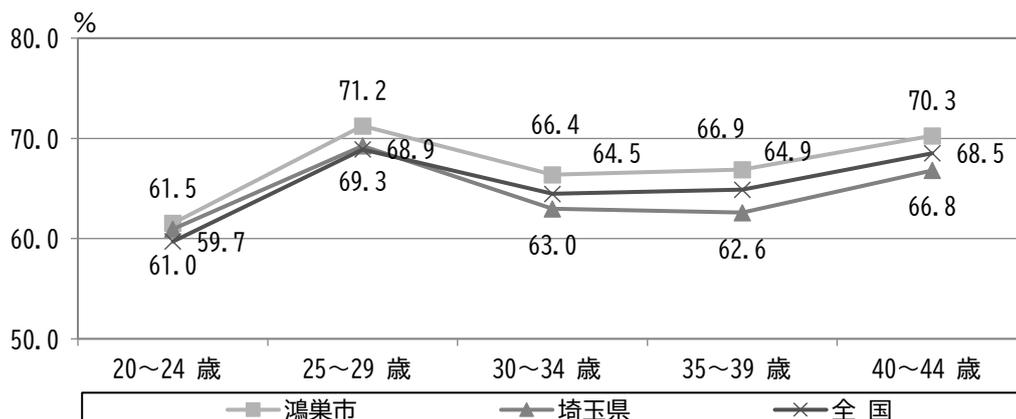
区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
20～24歳	74.3	68.8	65.6	61.7	63.3	60.2	61.5
25～29歳	55.7	60.4	64.2	67.2	70.5	73.5	71.2
30～34歳	39.3	41.3	46.7	55.6	59.0	63.5	66.4
35～39歳	50.0	48.8	47.6	57.6	60.4	63.9	66.9
40～44歳	62.2	60.6	60.0	62.5	65.8	69.0	70.3

資料：国勢調査

### ◇女性の就業率の推移



### ◇女性の就業率の推移（市、埼玉県、全国の比較）



## (7) 児童・生徒数の推移

- 本市には、小学校が16校、中学校が8校あります（令和7年4月時点）。
- 令和5年5月1日現在の本市の小学校児童数は5,373人、中学校生徒数は2,753人となっています。平成30年度以降、小学校児童数は年々減少を続け、中学校生徒数は令和3年度まで増加し、その後減少に転じています。直近5年間の減少数は、小学校で435人、中学校で139人となっています。

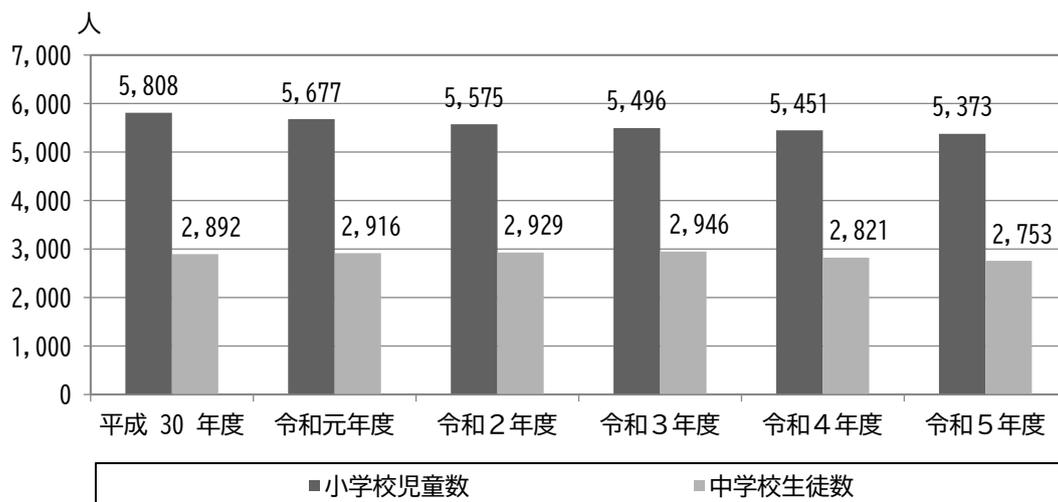
### ◇小学校児童数、中学校生徒数の推移

単位：人

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校児童数	5,808	5,677	5,575	5,496	5,451	5,373
中学校生徒数	2,892	2,916	2,929	2,946	2,821	2,753

資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

### ◇小学校児童数、中学校生徒数の推移



## 2. アンケート調査結果の概要

### (1) 調査の概要

本計画の策定のために必要となるこども・子育て支援サービスの利用状況、利用の希望や市民の状況を把握するためにアンケート調査を実施しました。

調査実施の概要は、以下のとおりです。

#### ◇こども・子育て支援に関するアンケート調査

- ◇ 調査期間 令和6年2月
- ◇ 調査対象者 市内在住の就学前のこどものいる保護者
- ◇ 実施方法 郵送配付・電子申請による回答
- ◇ 配付数・回収数

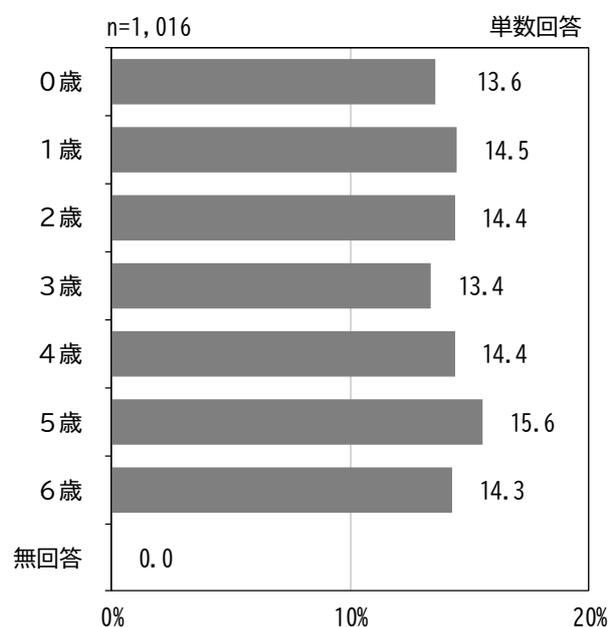
調査種類	配付数	回答数	回収率
就学前児童保護者	2,500名	1,016名	40.6%

### (2) 調査結果の概要

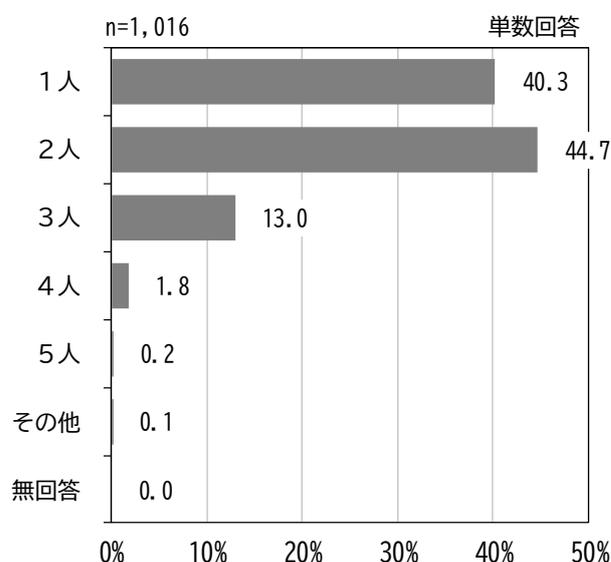
#### ①こどもの年齢ときょうだいの数

- 調査回答のあったこどもの年齢については、「5歳」が15.6%と最も多く、次いで「1歳」が14.5%、「2歳」と「4歳」が14.4%となっています。大きな偏りはなく、均等に近い年齢構成となっています。
- 対象のこどもを含めたきょうだいの数については、「2人」が44.7%と最も多く、次いで「1人」が40.3%、「3人」が13.0%となっています。

#### ◇こどもの年齢



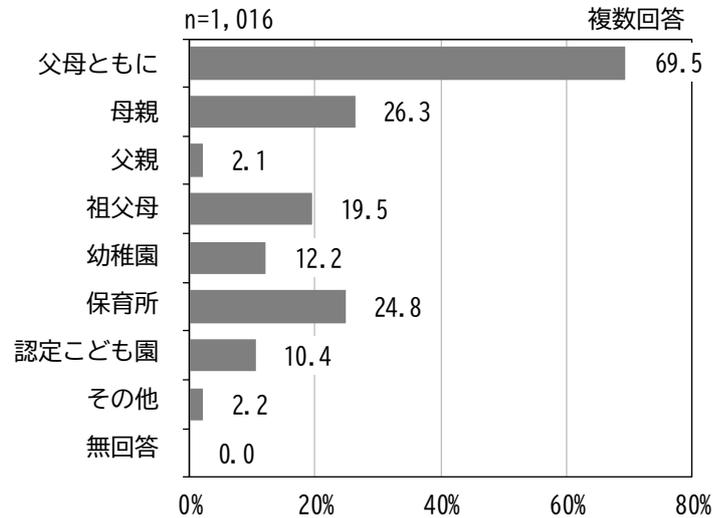
#### ◇きょうだいの数



## ②こどもの育ちをめぐる環境

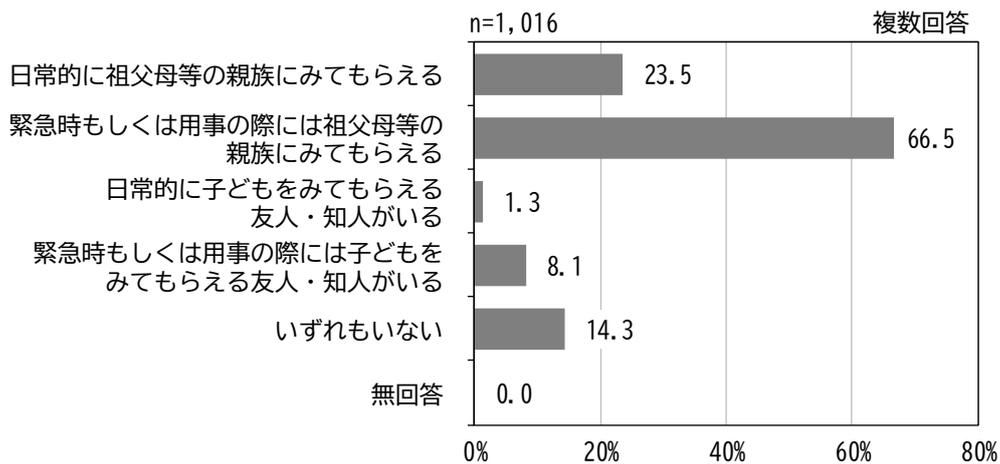
- 日常的に子育てに関わっている方については、「父母ともに」が 69.5%と最も多く、次いで「母親」が 26.3%、「保育所」が 24.8%となっています。

### ◇子育てに関わっている方



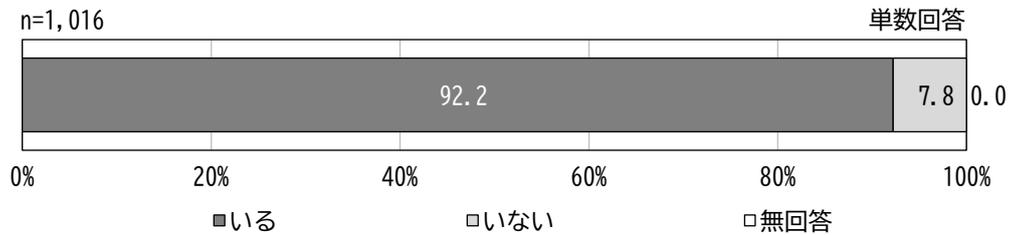
- 日頃、こどもをみてもらえる親族・知人等については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 66.5%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 23.5%となっています。一方、「いずれもない」が 14.3%と一定数みられます。

### ◇こどもをみてもらえる親族・知人

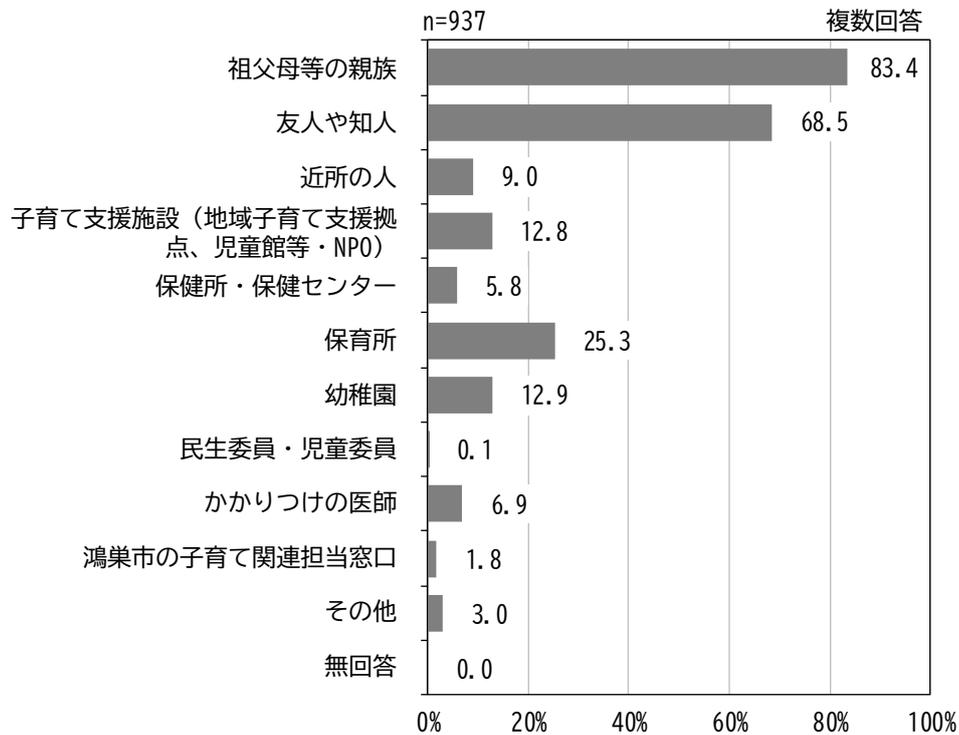


- 子育てについて気軽に相談できる人等の有無については、「いる」が 92.2%と大半を占めています。一方で、「いない」も 7.8%となっています。
- 具体的な相談先は、「祖父母等の親族」が 83.4%と最も多く、次いで「友人や知人」が 68.5%、「保育所」が 25.3%となっています。

◇気軽に相談できる人の有無



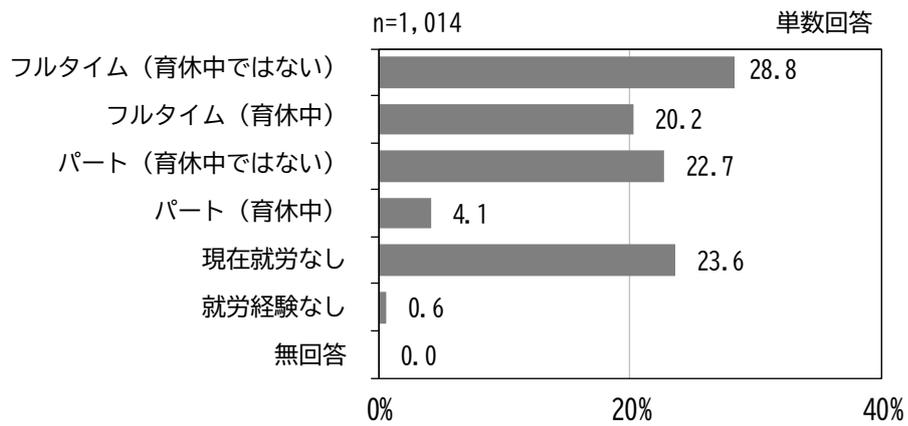
◇相談先



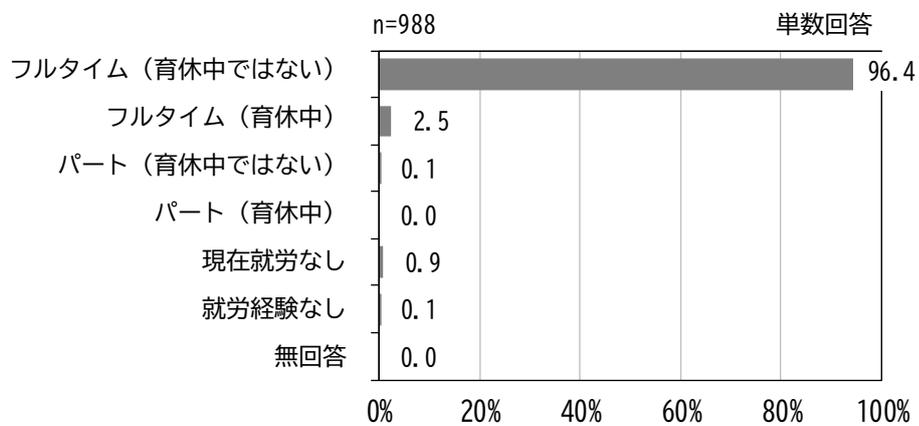
### ③保護者の就労状況

- 母親の就労状況については、「フルタイム（育休中ではない）」が28.8%と最も多く、「フルタイム（育休中）」と合わせると、49.0%がフルタイムで就労しています。また、「パート（育休中ではない）」と「パート（育休中）」を合わせると、26.8%がパートタイムで就労しています。
- 父親の就労状況については、「フルタイム（育休中ではない）」が96.4%と大半を占めています。

#### ◇母親の就労状況



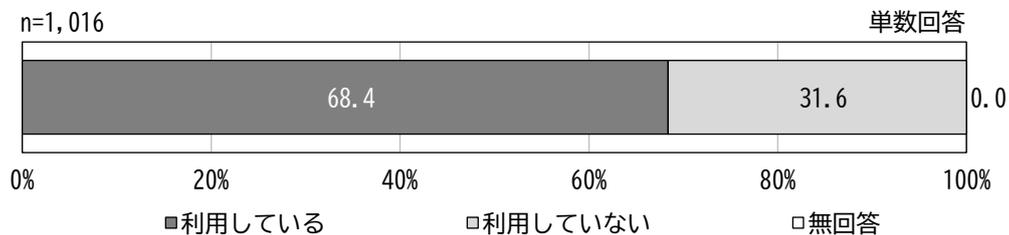
#### ◇父親の就労状況



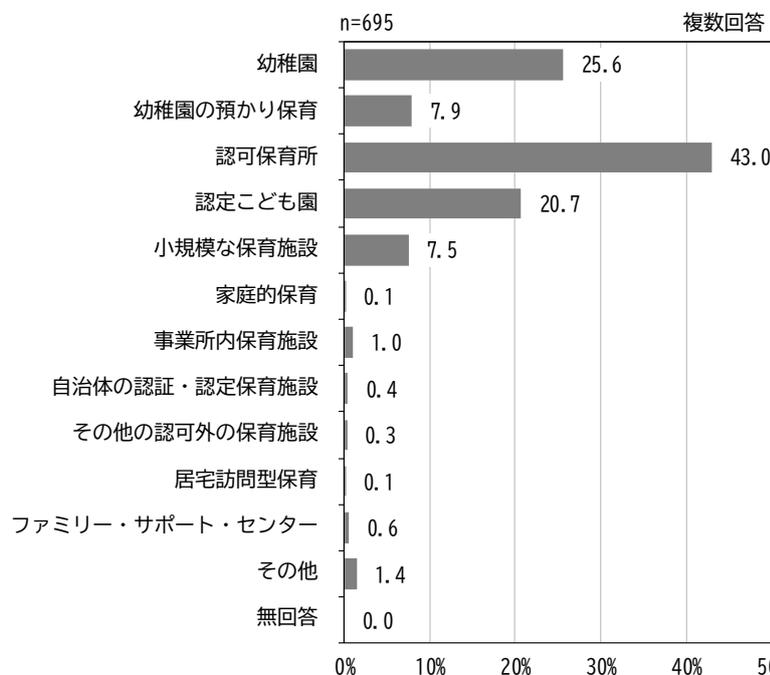
#### ④平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

- 平日の定期的な教育・保育事業の利用については、「利用している」が 68.4%と約7割を占め、「利用していない」が31.6%となっています。
- 現在利用している教育・保育事業は、「認可保育所」が 43.0%と最も多く、次いで「幼稚園」が 25.6%、「認定こども園」が 20.7%となっています。
- 今後利用したい教育・保育事業は、同じく「認可保育所」が 51.3%と最も多く、次いで「幼稚園」が 41.4%、「認定こども園」が 38.7%となっています。現在と今後を比較すると、「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」、「認定こども園」で 10 ポイント、「認可保育所」、「事業所内保育施設」、「ファミリー・サポート・センター」で5ポイント以上今後の利用希望が上回っています。

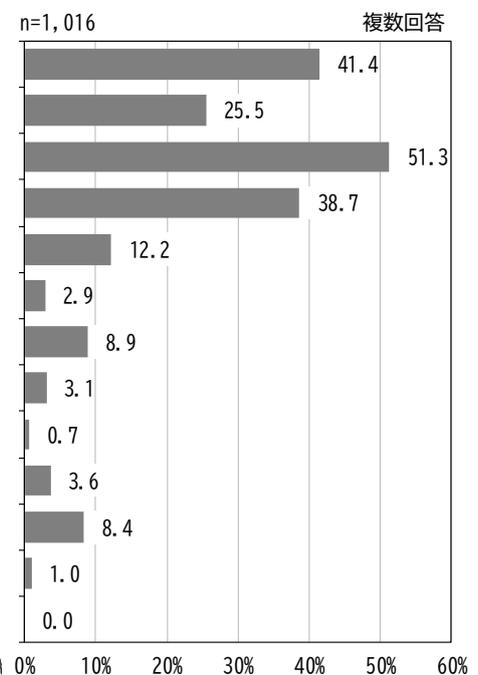
#### ◇定期的な教育・保育事業の利用の有無



#### ◇現在利用している事業

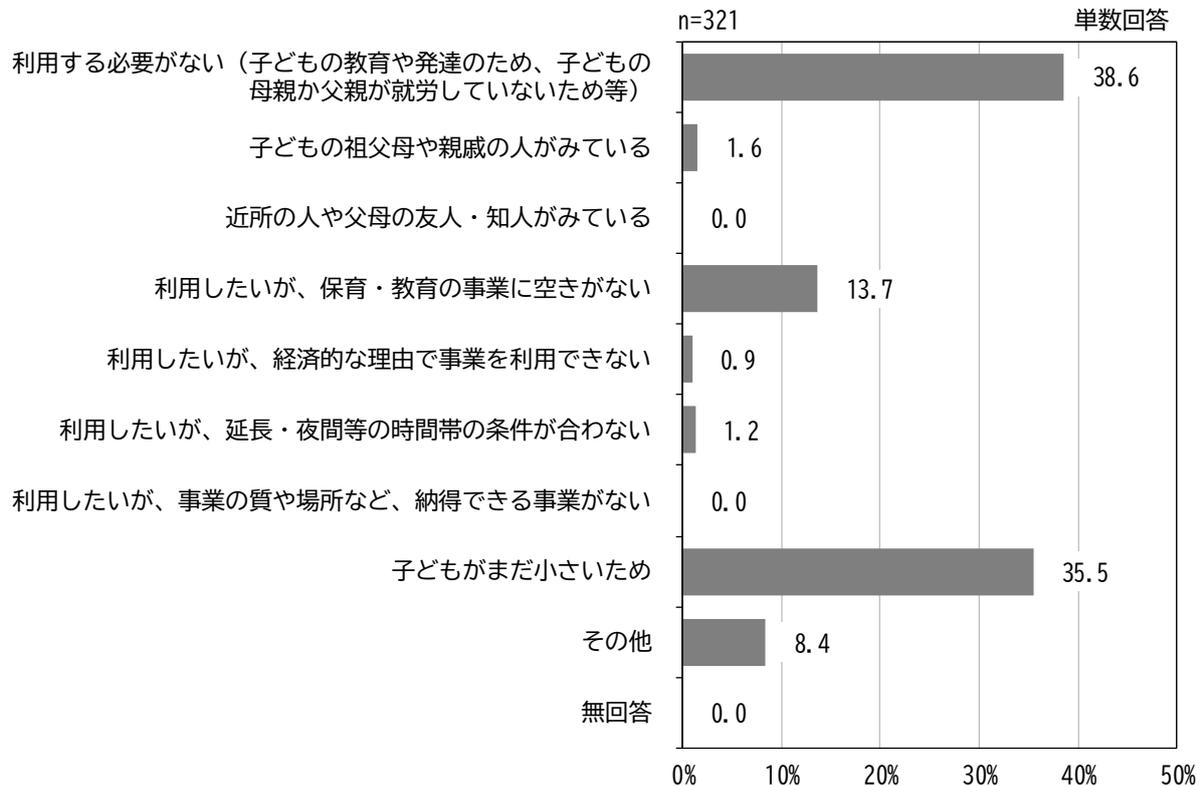


#### ◇今後利用したい事業



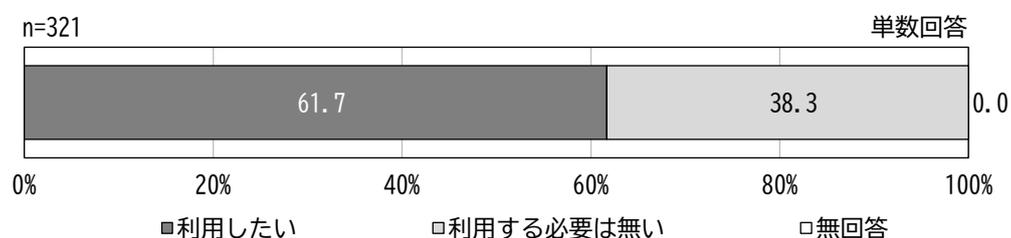
- 現在、定期的な教育・保育事業を利用していない理由については、「利用する必要がない（子どもの教育や発達のため、子どもの母親か父親が就労していないため等）」が38.6%と最も多く、次いで「子どもがまだ小さいため」が35.5%、「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」が13.7%となっています。

◇定期的な教育・保育事業を利用していない理由



- こども誰でも通園制度の利用希望の有無については、「利用したい」が61.7%、「利用する必要は無い」が38.3%となっています。

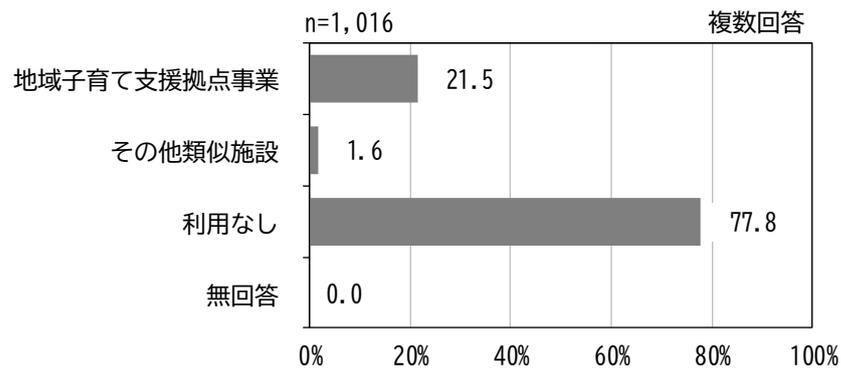
◇こども誰でも通園制度の利用希望



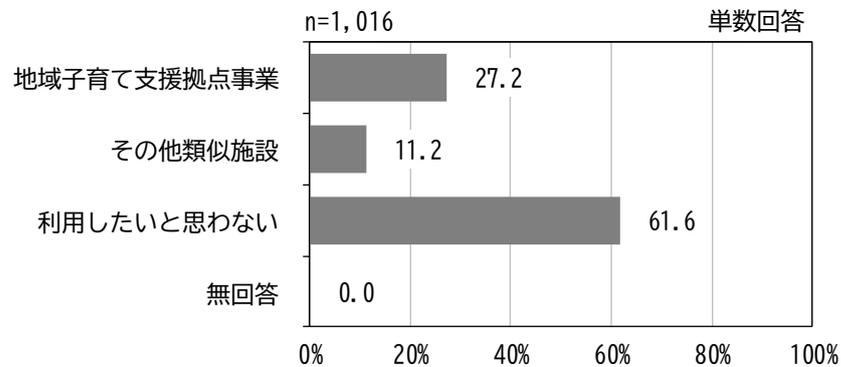
### ⑤地域子育て支援拠点事業の利用状況

- 地域子育て支援拠点事業の利用状況については、「利用なし」が 77.8%と最も多く、「地域子育て支援拠点事業（を利用している）」が 21.5%、「その他類似施設（を利用している）」が 1.6%となっています。
- 今後の利用意向については、「利用したいと思わない」が 61.6%と最も多いものの、「地域子育て支援拠点事業（を利用したい）」が 27.2%、「その他類似施設（を利用したい）」が 11.2%と、いずれも現在の利用状況を上回っています。

#### ◇地域子育て支援拠点事業の利用状況



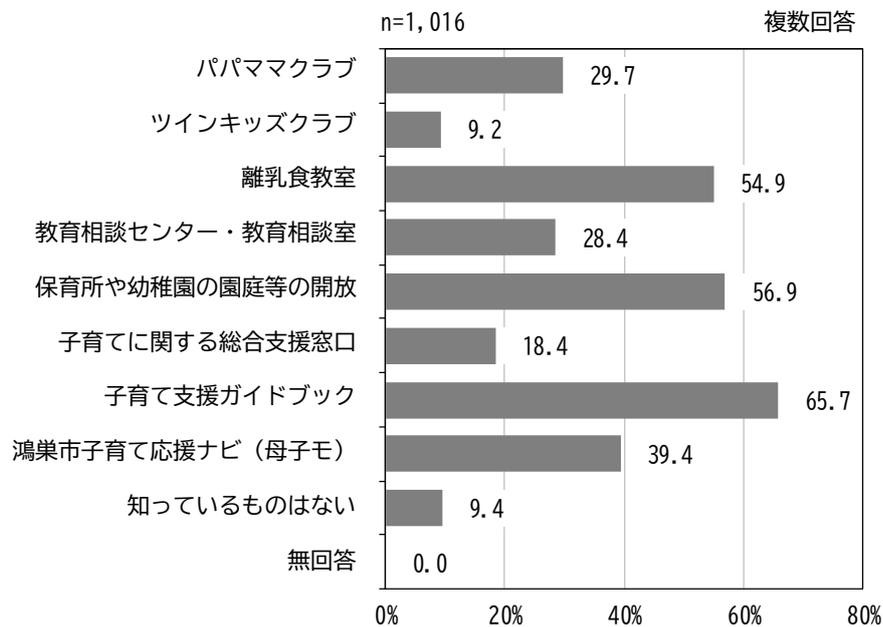
#### ◇地域子育て支援拠点事業の利用意向



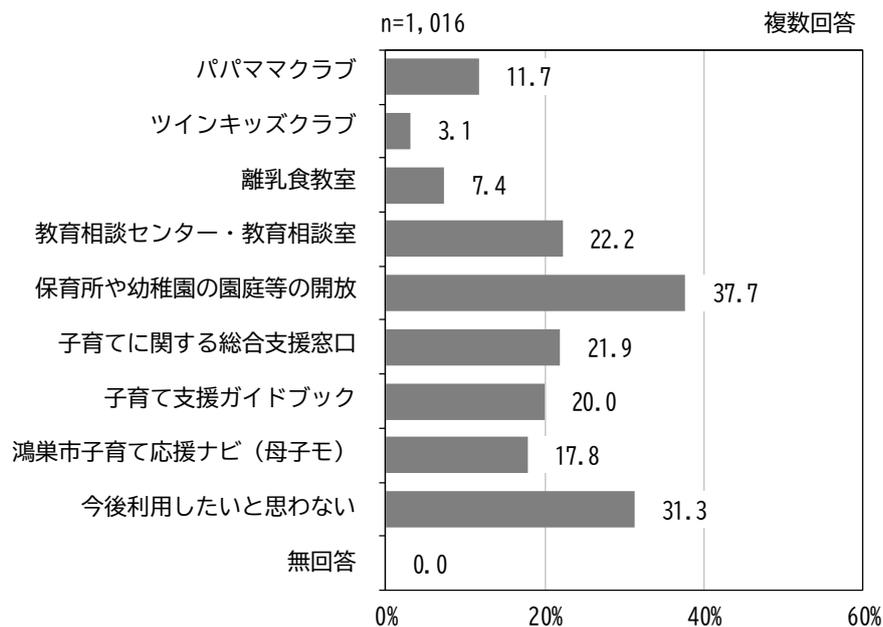
## ⑥子育て支援事業の認知状況と利用意向

- 子育て支援事業の認知度については、「子育て支援ガイドブック」が 65.7%と最も多く、次いで「保育所や幼稚園の園庭等の解放」が 56.9%、「離乳食教室」が 54.9%となっています。一方、「知っているものはない」が 9.4%となっています。
- 今後の利用意向については、「保育所や幼稚園の園庭等の解放」が 37.7%と最も多く、次いで「教育相談センター・教育相談室」が 22.2%、「子育てに関する総合支援窓口」が 21.9%となっています。一方、「今後利用したいと思わない」が 31.3%となっています。

### ◇子育て支援事業の認知度



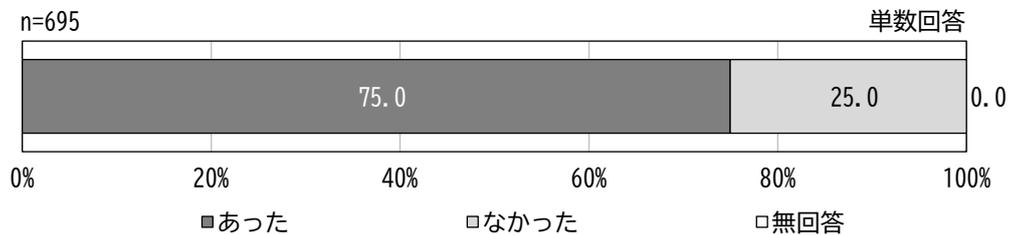
### ◇今後の子育て支援事業の利用意向



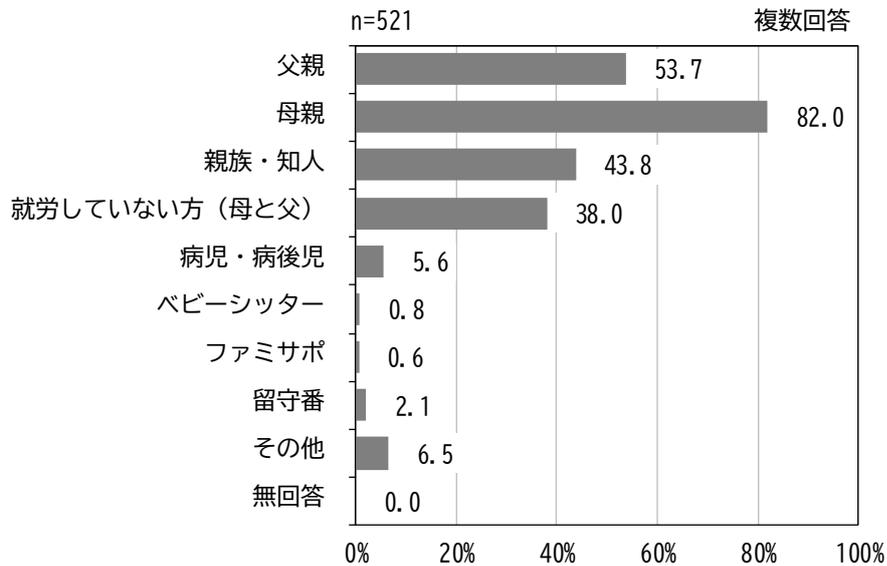
### ⑦こどもの病気の際の対応

- この1年間でこどもが病気やケガで通常の幼稚園、保育所等を利用できなかったことの有無については、「あった」が75.0%、「なかった」が25.0%となっています。
- 利用できなかった際の対処方法については、「母親」が82.0%と最も多く、次いで「父親」が53.7%、「親族・知人」が43.8%となっています。また、「病児・病後児」は5.6%とわずかとなっています。
- 対処方法で父親または母親が休んだ際に病児・病後児保育の利用希望があったかについては、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が33.0%、「利用したいとは思わない」が67.0%となっています。

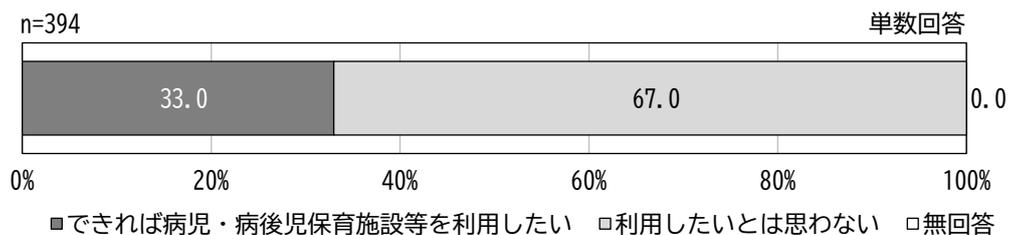
#### ◇定期的な教育・保育事業が利用できなかったことの有無



#### ◇定期的な教育・保育事業が利用できなかった時の対処方法



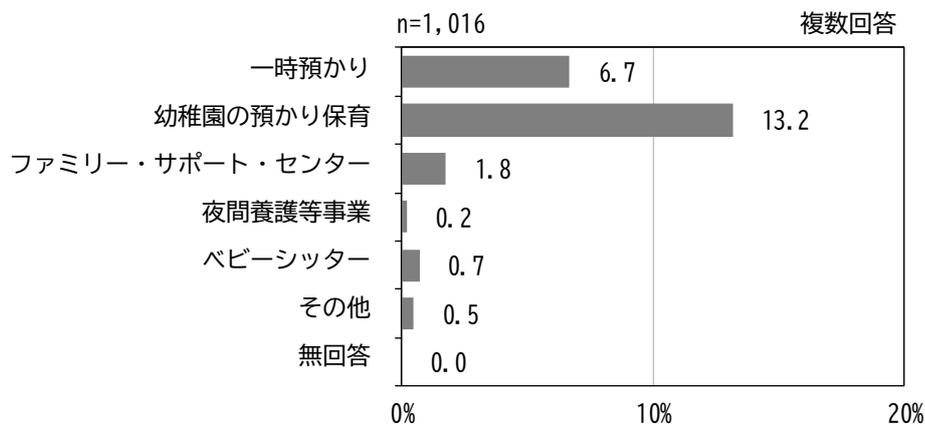
#### ◇父親・母親が休んだ際の病児・病後児保育の利用希望



### ⑧ 不規則な教育・保育事業、宿泊を伴う一時預かり等の利用状況

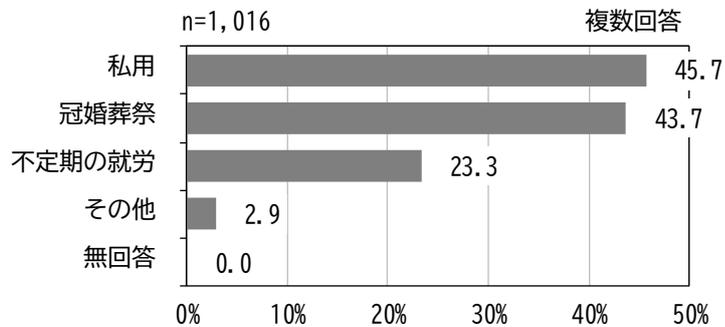
- 利用している一時預かり等の事業については、「幼稚園の預かり保育」が 13.2%と最も多く、次いで「一時預かり」が 6.7%、「ファミリー・サポート・センター」が 1.8%となっています。
- 今後については、「私用」や「冠婚葬祭」での利用を希望する割合が4割台、「不規則の就労」が 23.3%となっています。
- 宿泊を伴う事業の利用意向については、「家族の病気等」が 19.2%と最も多く、次いで「育児疲れ・不安」が 16.1%、「冠婚葬祭」が 10.2%となっています。

#### ◇利用している一時預かり等の事業



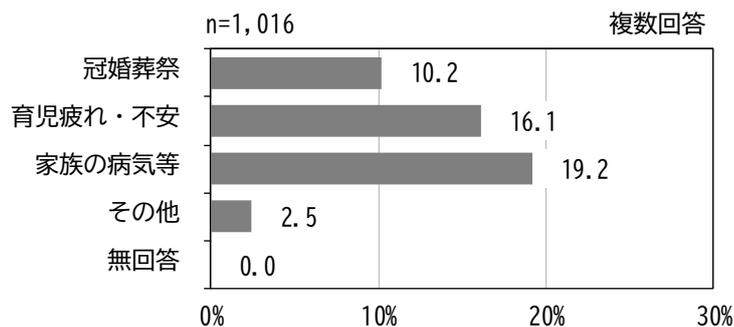
※いずれも利用していない方が 824 件 (81.1%) となっています。

#### ◇一時預かり等の利用意向



※いずれも利用を希望しない方が 455 件 (44.8%) となっています。

#### ◇宿泊を伴う事業の利用意向

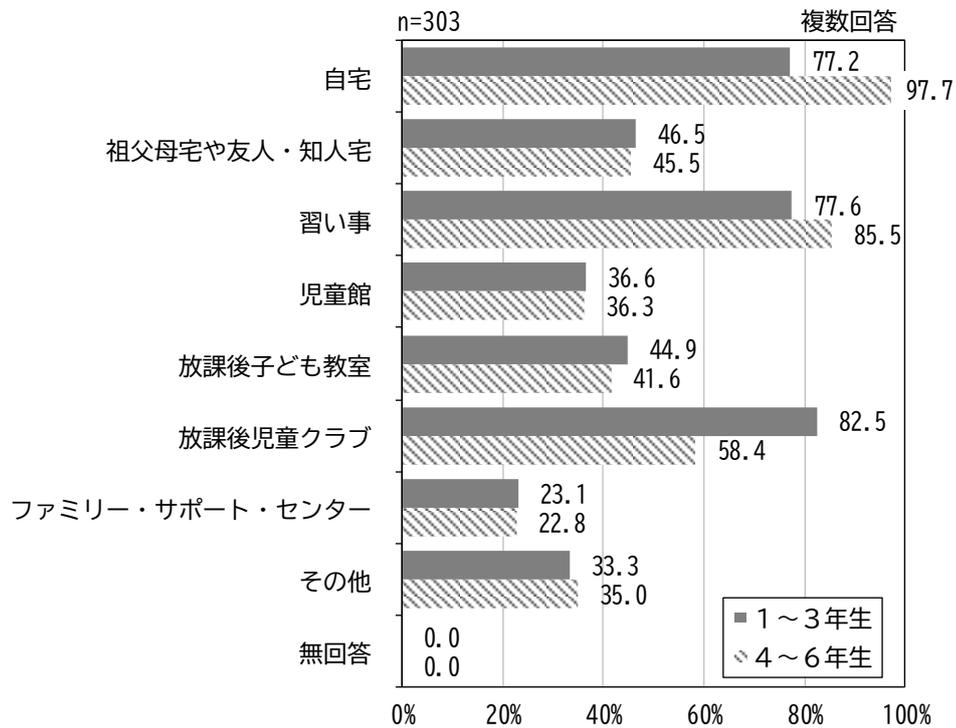


※いずれも利用を希望しない方が 779 件 (76.7%) となっています。

### ⑨放課後の過ごし方

- 5歳以上のこどもの保護者への質問で、今後、こどもの小学校放課後の過ごさせ方の希望をきいたところ、低学年（1～3年生）の時では「放課後児童クラブ」が82.5%と最も多く、次いで「習い事」が77.6%、「自宅」が77.2%となっています。一方、高学年（4～6年生）の時では、「自宅」が97.7%と最も多く、次いで「習い事」が85.5%、「放課後児童クラブ」が58.4%となっています。
- このほか、「放課後子ども教室」が4割台、「ファミリー・サポート・センター」が2割台となっています。

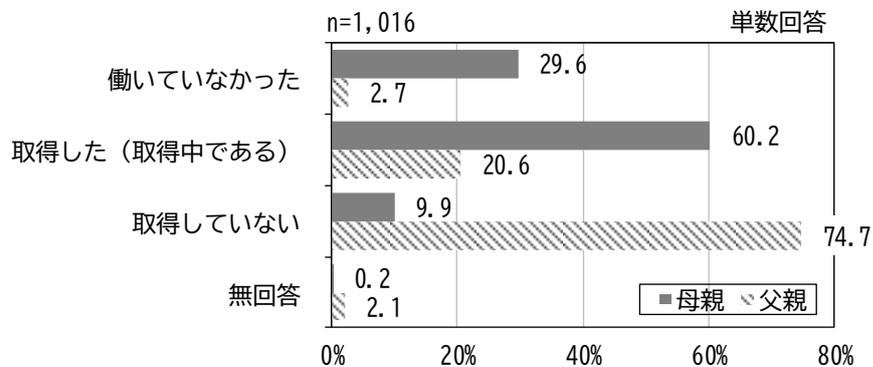
### ◇放課後の過ごし方



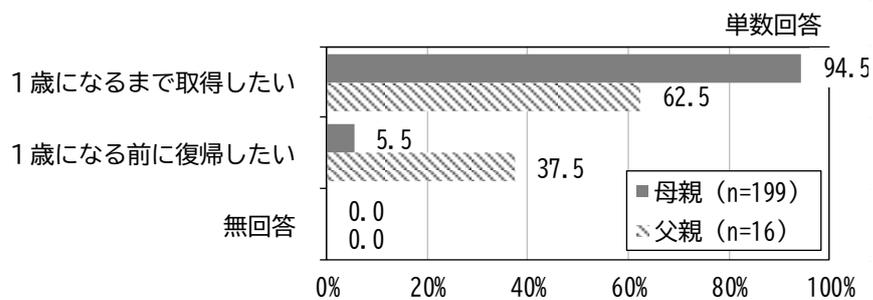
### ⑩ 育児休業等の状況

- 父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得したかでは、母親が「取得した（取得中である）」との回答が60.2%で、父親は20.6%となっています。父親は「取得していない」が74.7%と大多数を占め、母親は「働いていなかった」が29.6%と3割弱となっています。
- 父親・母親ともに、「取得した（取得中である）」が平成30年の調査と比較して、20ポイント程度増加しています。
- 1歳の時必ず利用できる事業があった場合の育児休業の取得意向については、父親・母親ともに「1歳になるまで取得したい」が「1歳になる前に復帰したい」を上回っており、母親では94.5%と大半を占めています。

#### ◇ 育児休業の取得状況



#### ◇ 1歳の時必ず利用できる事業があった場合の育児休業の取得意向



### 3. こども・若者の意見聴取結果の概要

---

\*意見聴取の取組でいただいた意見の概要について記載予定

# 第3章 計画の基本的な考え方

## 1. 基本理念（将来像）

### ■国の子ども基本法における子ども施策の基本理念

- ①全ての子どもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないことができるようにすること。
- ②全ての子どもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健全な成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- ③全ての子どもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- ④全ての子どもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- ⑤子どもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対して子どもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難な子どもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、子どもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

### ■国の子ども大綱におけるめざす社会のすがた

## 「子どもまんなか社会」

～全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全ての子ども・若者が、日本国憲法、子ども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

### ■第6次鴻巣市総合振興計画 平成29年度から令和8年度まで

将来都市像	「花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす」
政策1 子育て・教育・文化	未来をひらく人材を育て、 確かな学びと文化が根付くまちづくり

### ■第2期鴻巣市子ども・子育て支援事業計画における基本理念（将来像）

あす ナンバーワン  
次代の夢咲く 子育てNo.1のまち こうのす

### ■鴻巣市子ども計画における基本理念（将来像） 【案】

※子ども・若者の意見聴取などで得られたキーワードを活用し、設定します。

## 【参考】 こども大綱の概要

### こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

### こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

### こども施策に関する重要事項

#### (1) ライフステージを通じた重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等（こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進等）
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり（遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり等）
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供（成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援）
- こどもの貧困対策（教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援）
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援（地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育等）
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援（児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援）
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組（こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策等）

## (2) ライフステージ別の重要事項

### ○こどもの誕生前から幼児期まで

こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。

- ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
- ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

### ○学童期・思春期

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。

- ・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
- ・居場所づくり
- ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
- ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- ・いじめ防止
- ・不登校のこどもへの支援
- ・校則の見直し
- ・体罰や不適切な指導の防止
- ・高校中退の予防、高校中退後の支援

### ○青年期

大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。

- ・高等教育の修学支援、高等教育の充実
- ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定
- ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

## (3) 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。

### ○子育てや教育に関する経済的負担の軽減

### ○地域子育て支援、家庭教育支援

### ○共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

### ○ひとり親家庭への支援

## こども施策を推進するために必要な事項

- (1) こども・若者の社会参画・意見反映
- (2) こども施策の共通の基盤となる取組
- (3) 施策の推進体制等

## 2. 基本目標

---

### 基本目標1 ライフステージを通して切れ目のない こども・若者の育ちを支援します

妊娠・出産・乳幼児期から、学童期、青年期と、それぞれのライフステージに応じた取組を展開し、こども・若者の健やかな育ちを応援します。

その際、こども・若者の状況に応じて、必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、乳幼児期から学童期、青年期を経て成人期への移行期にある若者が自らの希望を叶えることができるよう、切れ目ない支援を行います。

### 基本目標2 こども・若者の人権と最善の利益が尊重される 環境をつくります

こども・若者を権利の主体として認識し、こども基本法やこどもの権利条約及び鴻巣市こどもの権利条例の趣旨や内容を、こども・若者や、子育て家庭、教育・保育に携わる者を始めとする大人に対して広く周知し、社会全体で共有を図るとともに、こども・若者に関わる全ての施策において、権利を基盤とした施策を推進します。

また、こども・若者が身近な地域で、多様な遊び・体験や活躍ができる環境をつくります。

### 基本目標3 配慮を必要とするこども・若者や子育て家庭を 支援します

貧困、障がいの有無、ひきこもりやヤングケアラーなど様々な状況にあるこども・若者や子育て家庭が、個々の状況に応じて適切な支援を受けることができるよう、支援体制を充実します。

### 基本目標4 安心して子育てができる環境を確保します

保護者が子育てに関する経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、安心してこどもを産み、育てることができるよう、子育て情報の提供体制を充実するとともに、地域・企業・行政等が連携して子育て家庭を支援する環境づくりを進めます。

### 3. 計画の体系

基本目標		施策の方向	施策・事業（案）	
第4章	ライフステージ別の重要事項	1 ライフステージを通して切れ目のない子ども・若者の育ちを支援します	(1) 妊娠・出産期・乳幼児期における支援	母子の健康支援
				親子の成長と交流の場の支援
				教育・保育施設の充実
			(2) 学齢期における支援	教育環境の充実
				豊かな心と体づくり
				安心して学ぶことのできる環境づくり
			(3) 青年期における支援	出会いや結婚の支援
				就労支援
		ライフステージを通じた重要事項	2 子ども・若者の人権と最善の利益が尊重される環境をつくります	(1) 子ども・若者の権利の保障
	(2) 多様な居場所の確保			子どもの居場所づくり、青少年活動の推進
	(3) 児童虐待防止対策の充実			児童の権利擁護、子育て家庭の訪問支援
	3 配慮を必要とする子ども・若者や子育て家庭を支援します		(1) こどもの貧困の連鎖を断ち切るための支援	就学支援の充実、多様な体験機会の確保、保護者の生活支援
			(2) 障がいのある子ども・若者の支援	こどもの発達支援、障がい児者の生活支援、障がい児者交流活動の推進、障がい児者サービス給付、障がい児者の相談支援
			(3) 困難な状況にある子ども・若者に対する支援	青少年の相談支援、ヤングケアラー対策、児童生徒の安全確保
	子育て当事者への支援に関する重要事項	4 安心して子育てができる環境を確保します	(1) 妊娠から出産、子育てに関する経済的負担の軽減	子育て世帯の経済的支援、就学の支援、進学への支援
(2) 地域における子育て支援の充実			地域コミュニティ活動の推進	
(3) ワーク・ライフ・バランスの促進			子育ての支援、男女共同参画意識の向上、就労の支援	
(4) ひとり親家庭への支援			ひとり親家庭の自立支援	
(5) 子育て情報提供体制の充実			子育て情報提供の充実	
第5章	教育・保育事業の量の見込みと確保の方策（第3期子ども・子育て支援事業計画）	1 教育・保育提供区域の設定		
		2 教育・保育サービスの充実		
		3 地域子ども・子育て支援事業		

## 第4章 計画の内容

### 基本目標 1

---

### 基本目標 2

---

### 基本目標 3

---

### 基本目標 4

---

## 第5章 教育・保育事業の量の見込みと確保の方策 (第3期子ども・子育て支援事業計画)

### 1. 教育・保育提供区域の設定

---

### 2. 教育・保育サービスの充実

---

### 3. 地域子ども・子育て支援事業

---

## 第6章 計画の推進と進捗管理

### 1 計画の推進体制

---

### 2 計画の進行管理

---

## 資料編

# 鴻巣市こども計画策定に向けたアンケート調査（児童・生徒用）

487 応答

08:51 完了するのにかった平均時間

アクティブ 状態

## 目的

こどもたちが幸せに生活でき、また、子育てがしやすいまちを目指すため、こどもたちや子育て当事者からの声を聴き、こども計画策定の基礎とすることを目的とする。

## 対象

市内小学5年生及び中学2年生並びにその保護者

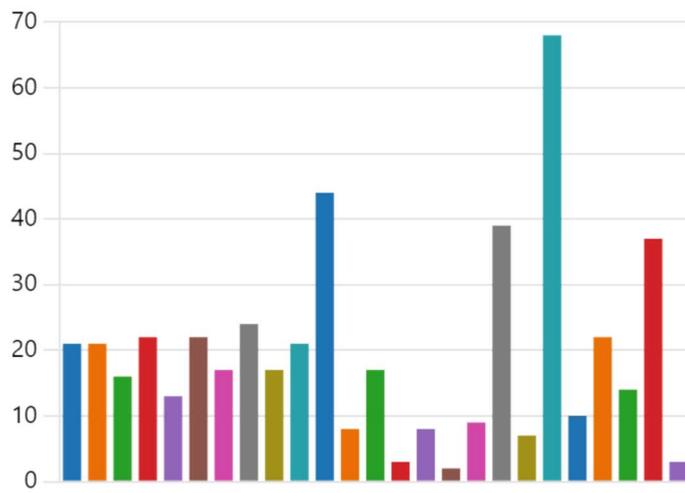
小学5年生 942 人、中学2年生 918 人(令和6年5月1日時点)

## 回答人数

	児童・生徒	保護者
小学5年生	285	269
中学2年生	200	157
未回答・不明	2	106
合計	487	532

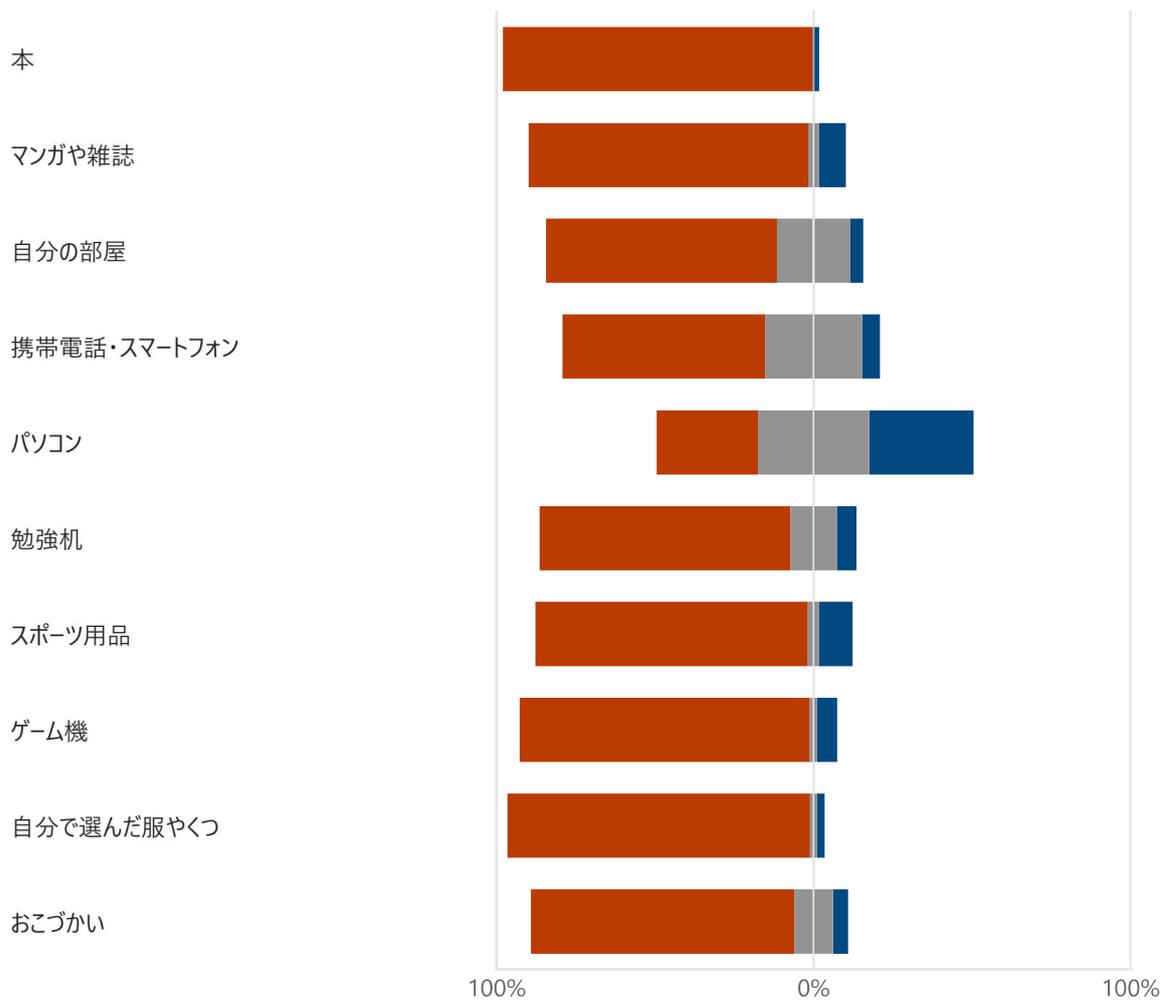
## 2. あなたの通っている学校を教えてください

● 1. 鴻巣東小学校	21
● 2. 鴻巣南小学校	21
● 3. 馬室小学校	16
● 4. 田間宮小学校	22
● 5. 箕田小学校	13
● 6. 鴻巣北小学校	22
● 7. 松原小学校	17
● 8. 赤見台第一小学校	24
● 9. 赤見台第二小学校	17
● 10. 鴻巣中央小学校	21
● 11. 吹上小学校	44
● 12. 小谷小学校	8
● 13. 下忍小学校	17
● 14. 大芦小学校	3
● 15. 屈巣小学校	8
● 16. 共和小学校	2
● 17. 広田小学校	9
● 18. 鴻巣中学校	39
● 19. 鴻巣北中学校	7
● 20. 鴻巣西中学校	68
● 21. 鴻巣南中学校	10
● 22. 赤見台中学校	22
● 23. 吹上中学校	14
● 24. 吹上北中学校	37
● 25. 川里中学校	3



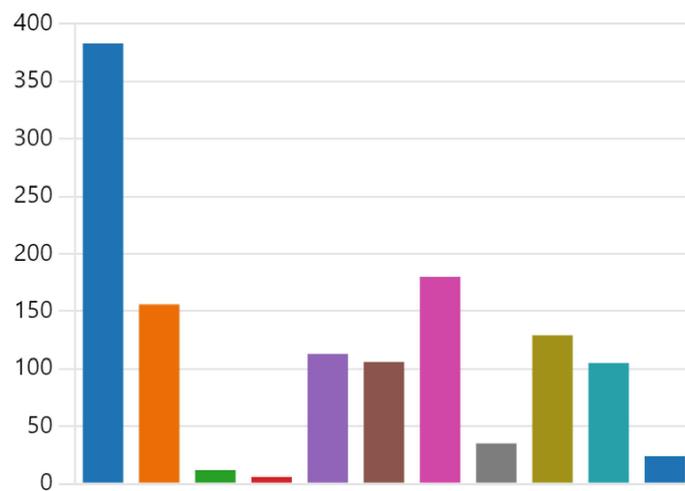
### 3. あなたが持っている、使うことができるものを教えてください

■ 持っている   
 ■ 持っていないのでほしい   
 ■ 持っていないがほしくない



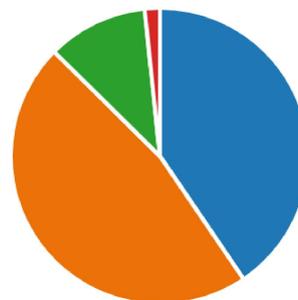
#### 4. 放課後や休日に過ごすことが多い場所や遊び場を教えてください

● 家族と過ごす部屋	383
● 自分の部屋	156
● 学校の自分の教室	12
● 学校の教室以外の場所（保健室...)	6
● 学校の部活動・クラブ活動	113
● 友達や親せきの家	106
● 習い事・塾	180
● 放課後児童クラブ	35
● 公園や図書館、公民館	129
● オンライン空間（SNS、オンラインゲー...	105
● その他	24



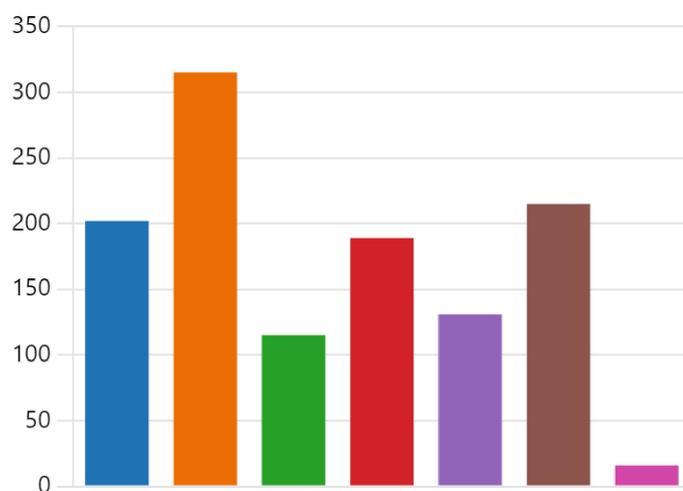
#### 5. 学校に行くのは楽しみですか

● とてもそう思う	197
● そう思う	228
● あまり思わない	53
● 思わない	8



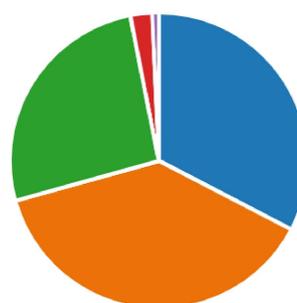
## 6. 勉強していてわからないとき、だれに質問しますか

● お父さん	202
● お母さん	315
● 兄弟姉妹	115
● 学校の先生	189
● 塾の先生	131
● 友達	215
● その他	16



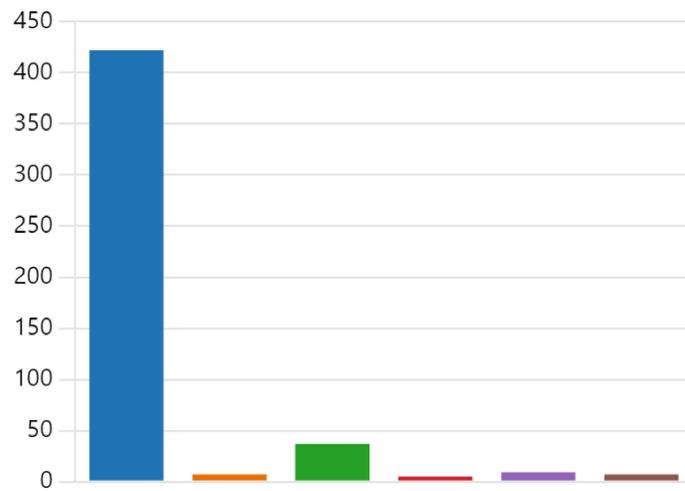
## 7. あなたが頑張っていることはなんですか

● 勉強	275
● 部活動やスポーツ、習い事	320
● 趣味	221
● 頑張っていることはない	20
● その他	6



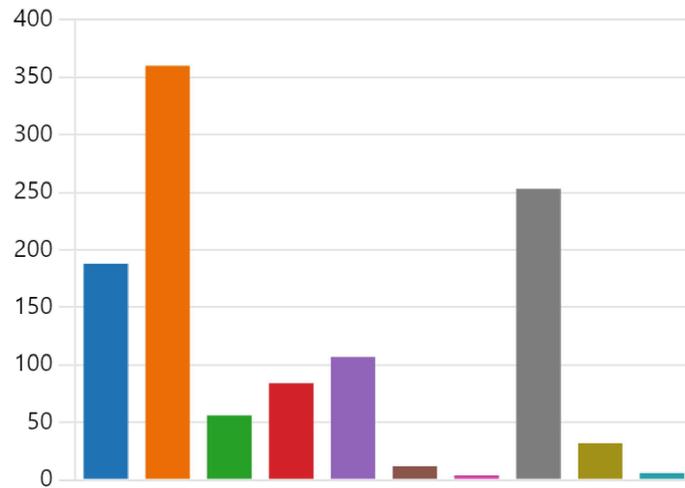
## 8. あなたが一番仲の良い友達はどのような友達ですか

● 学校の友達	422
● 学校以外の近所に住んでいる友達	7
● スポーツや習い事の友達	37
● インターネット上の友達	5
● その他の友達	9
● 仲の良い友達はいない	7



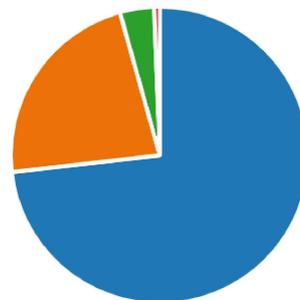
### 9. 困っていることや悩み事があるとき、相談する人はだれですか

● お父さん	188
● お母さん	360
● おじいちゃん、おばあちゃん、いとこな...	56
● 兄弟姉妹	84
● 学校の先生	107
● スポーツクラブや習い事の先生	12
● スクールカウンセラー	4
● 友達	253
● 相談する人はいない	32
● その他	6



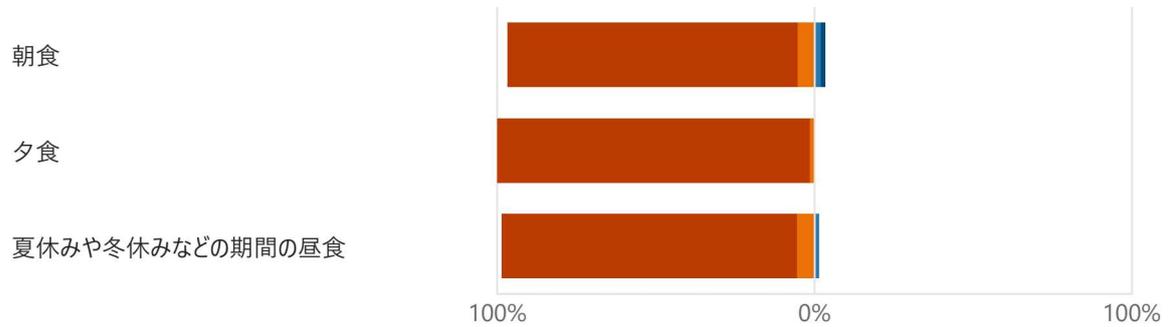
### 10. 今、体の調子はよいですか

● よい	355
● まあよい	109
● あまりよくない	18
● よくない	3



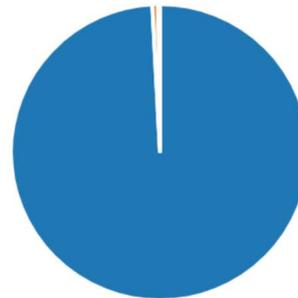
## 11. 週にどのぐらい食事をしていますか

■ 毎日食べる ■ 週5～6日食べる ■ 週3～4日食べる ■ 週1～2日食べる、またはほとんど食べない



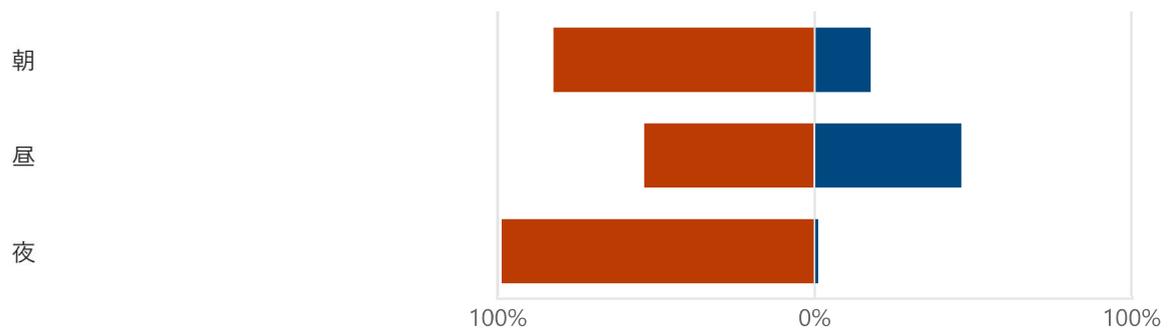
## 12. お風呂（シャワー）に入る回数を教えてください

● 毎日 483  
 ● 2～3日に1回 3  
 ● 4日に1回か、それより少ない 1



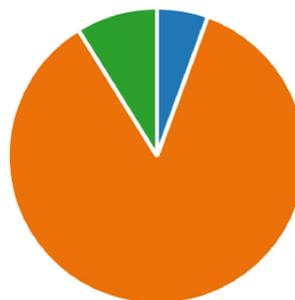
## 13. いつ歯磨きをしますか

■ みがく ■ みがかない



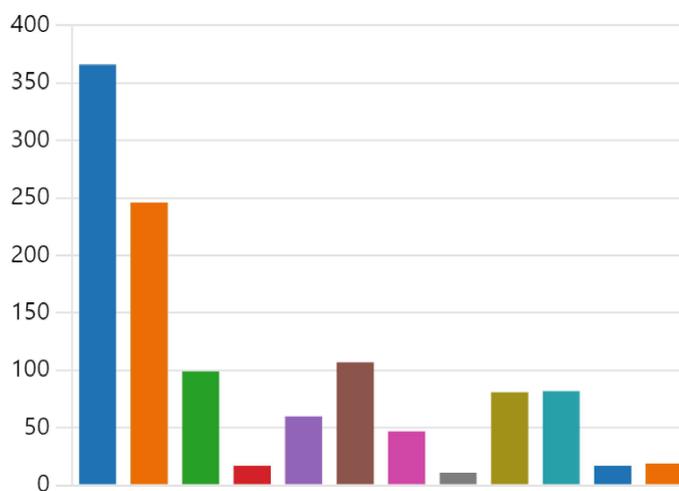
#### 14. 今、痛い歯や虫歯はありますか

● ある	27
● ない	417
● わからない	43



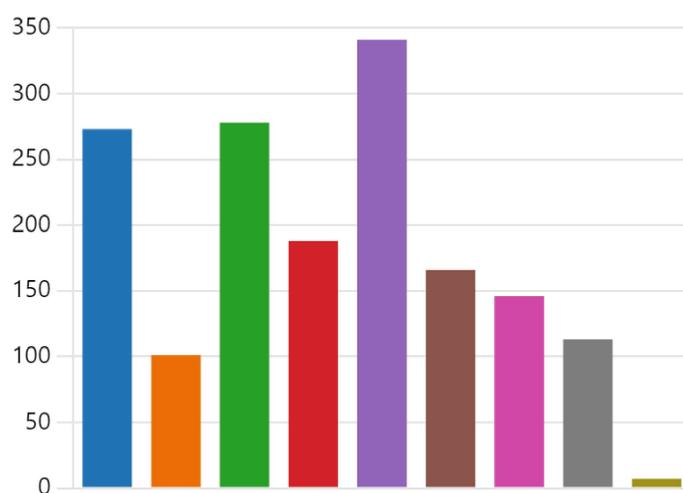
#### 15. 心地よく、ほっとできる居場所について教えてください

● 家族と過ごす部屋	366
● 自分の部屋	246
● 学校の自分の教室	99
● 学校の教室以外の場所（保健室...）	17
● 学校の部活動・クラブ活動	60
● 友達や親せきの家	107
● 習い事・塾	47
● 放課後児童クラブ	11
● 公園や図書館、公民館	81
● オンライン空間（SNS、オンラインゲー...）	82
● 思いつかない	17
● その他	19



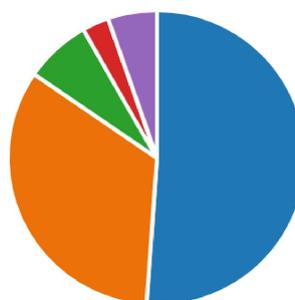
## 16. 心地よく、ほっとできる居場所はどのようなところですか

いつでも行きたいときに行けるところ	273
いろいろなことが知れて楽しいところ	101
一人ですごせたり、何もせずのんびり...	278
いろいろな人と出会える、友達と一...	188
好きなことをして自由にすごせるところ	341
ありのままでいられる、自分を否定さ...	166
しずかなところ	146
にぎやかなところ	113
その他	7



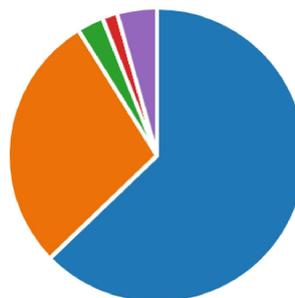
## 17. 学校や家で安心して自分の気持ちを言えていると感じますか

感じる	249
どちらかといえば感じる	163
どちらかといえば感じない	35
感じない	14
わからない	26



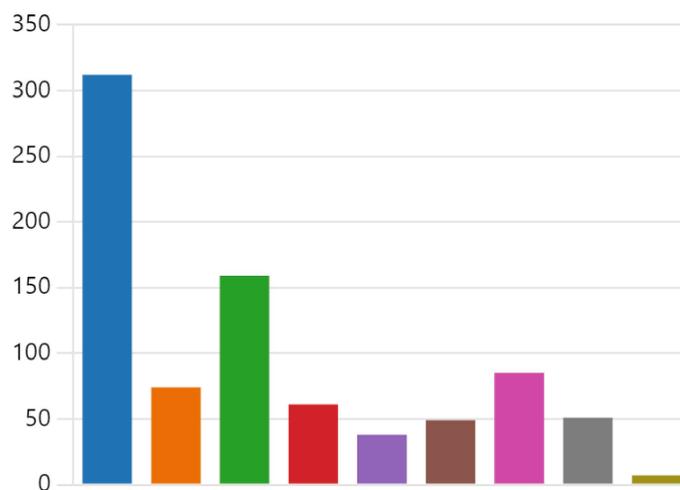
## 18. 学校や家で自分の気持ちをきいてもらっていると感じますか

● 感じる	305
● どちらかといえば感じる	138
● どちらかといえば感じない	14
● 感じない	8
● わからない	21



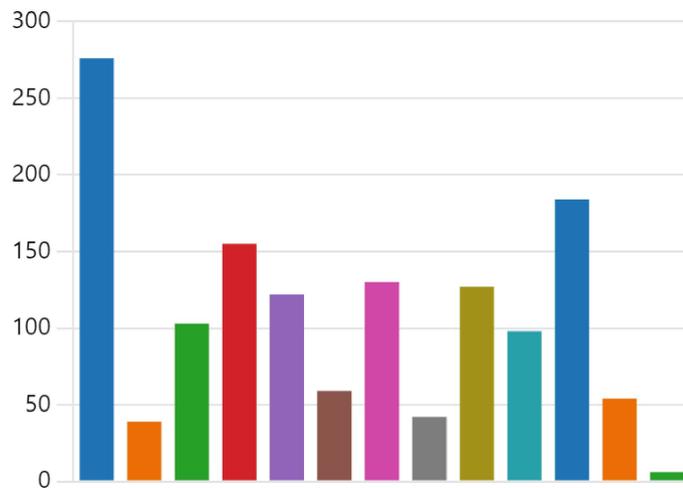
## 19. どのような方法であれば、自分の意見が言いやすいですか

● 対面	312
● オンライン	74
● LINEなどのチャット	159
● Webアンケート	61
● インターネットなどのフォーム	38
● メール	49
● 紙のアンケート	85
● 手紙	51
● その他	7



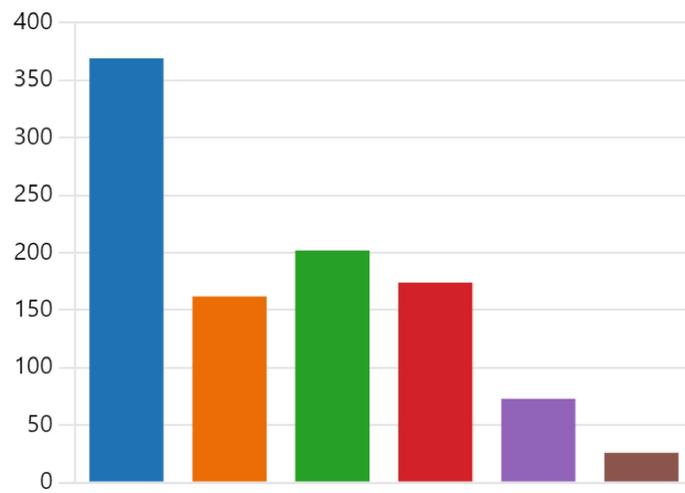
## 20. どのようなルールがあれば、意見が言いやすいですか

● 自分の顔や名前を出さずに参加でき...	276
● 意見の伝え方や伝える意見のテーマ...	39
● 伝えた意見がどのようにあつかわれる...	103
● 意見を伝える場に友人や知人と一...	155
● 自分の意見をきく人がどんな人が先...	122
● 伝えたい内容を引き出す役割の人...	59
● 意見を伝えるときに身近な信頼でき...	130
● 意見を伝えるときに家族や友人など...	42
● ほかの人の意見も知ることができる	127
● 伝える意見をほかの人と一緒に考え...	98
● 伝えた内容を秘密にしてくれる	184
● わからない	54
● その他	6



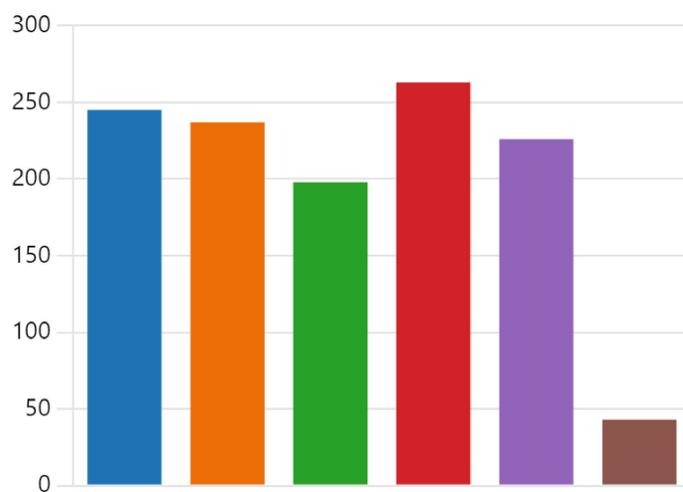
## 21. 鴻巣市はどんなまちだと思いますか

● 住みやすいまち	369
● みんなにやさしいまち	162
● しぜんがゆたかなまち	202
● 楽しいまち	174
● やりたいことを応えんしてくれるまち	73
● その他	26



## 22. どんな鴻巣市になってほしいですか

● 住みやすいまち	245
● みんなにやさしいまち	237
● しぜんがゆたかなまち	198
● 楽しいまち	263
● やりたいことを応えんしてくれるまち	226
● その他	43



# 鴻巣市こども計画策定に向けたアンケート調査（保護者用）

532 応答

05:10 完了するのにかった平均時間

アクティブ 状態

1. 回答用 ID を入力してください

532  
応答

最新の回答

"1492"

"1443"

"0861"

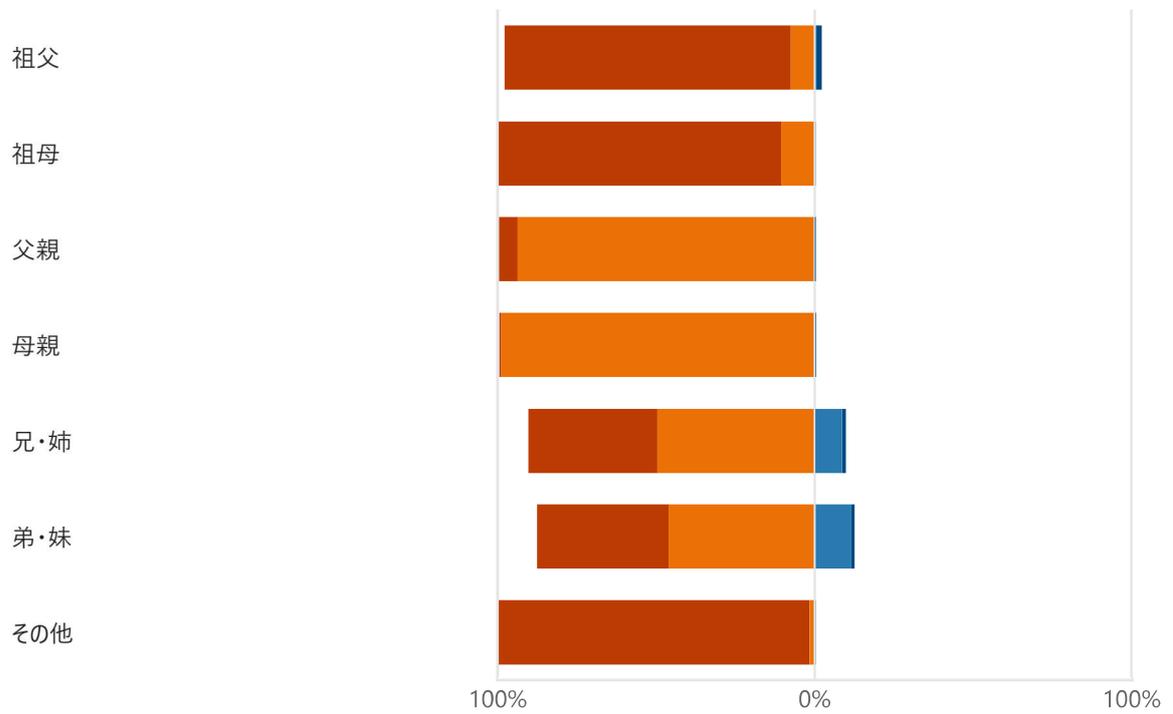
2. 小5、中2のお子さんからみた続柄をお答えください

● 父親	38
● 母親	490
● 祖父母	2
● その他	0



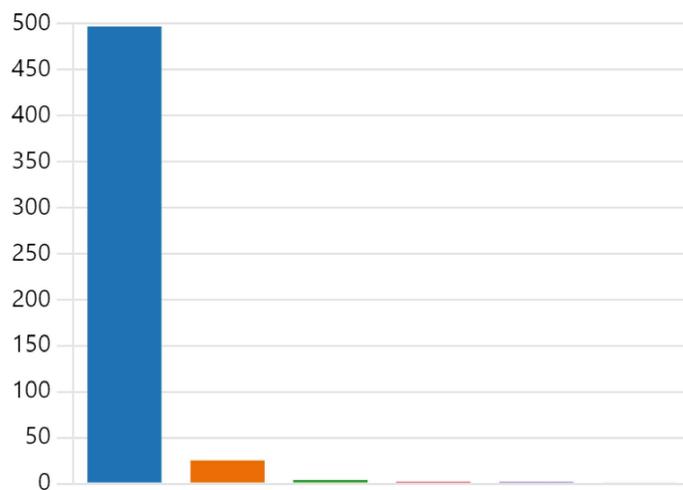
### 3. お子さんと同居し、生計を同一にしているご家族の構成と人数をお答えください

0 1 2 3以上



#### 4. 親の婚姻状況について教えてください

● 結婚している（再婚や事実婚含む）	497
● 離婚	25
● 死別	4
● 未婚	2
● わからない	2
● いない	1



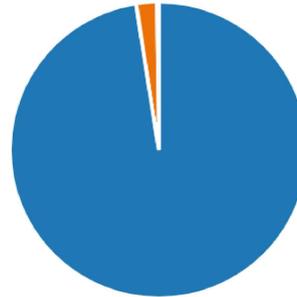
#### 5. 離婚相手と子どもの養育費の取り決めをしていますか。また、養育費を現在受け取っていますか

● 取り決めしており、受け取っている	13
● 特に取り決めをしていないが、受け取...	3
● 取り決めをしているが、受け取って...	4
● 取り決めをしておらず、受け取って...	5



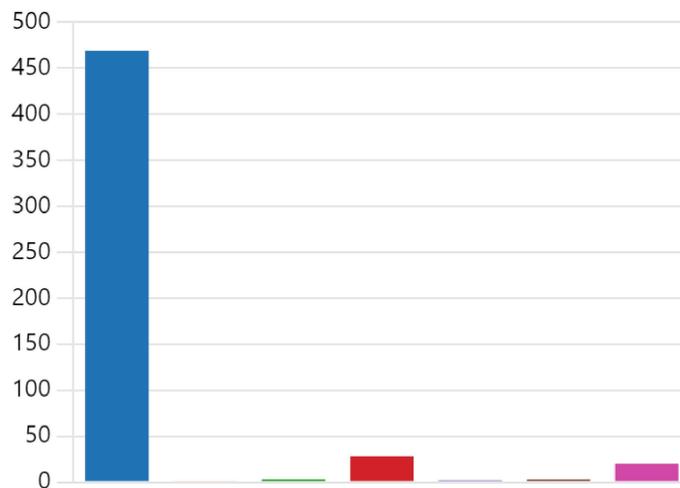
## 6. ご家庭ではどのくらい日本語以外の言語を使用していますか

● 日本語のみ	518
● 日本語以外の言語も使用している...	12
● 日本語以外の言語を使うことが多い	1



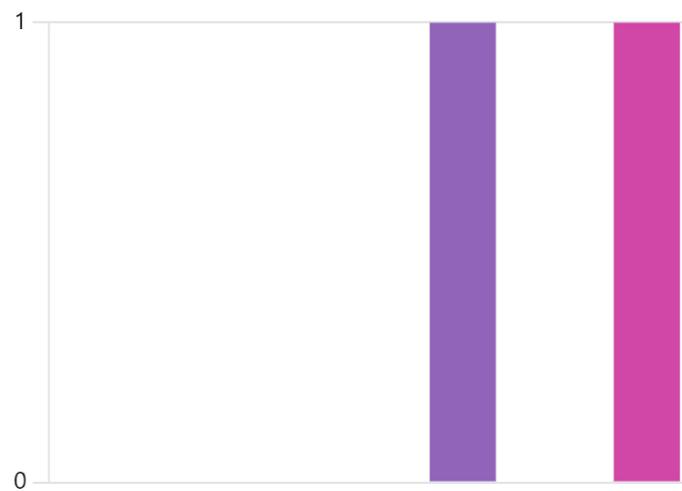
## 7. 父親の就労状況についてお答えください

● 正職員・正規職員・会社役員	469
● 嘱託・契約社員・派遣社員	1
● パート・アルバイト・日雇い・非常勤...	3
● 自営業	28
● 働いていない	2
● わからない	3
● いない	20



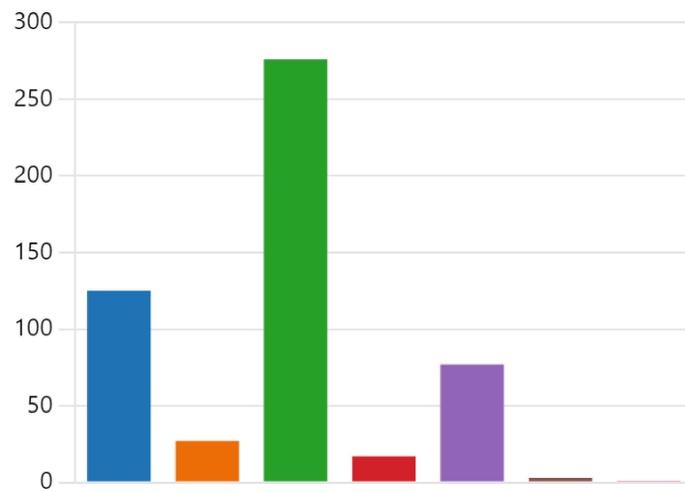
## 8. 父親の働いていない理由を教えてください

● 働きたいが、希望する条件の仕事が...	0
● 子育てを優先したいため	0
● 家族の介護、介助のため	0
● 自分の病気・障がいのため	0
● 通学しているため	1
● 配偶者の所得のみで十分なため	0
● その他	1



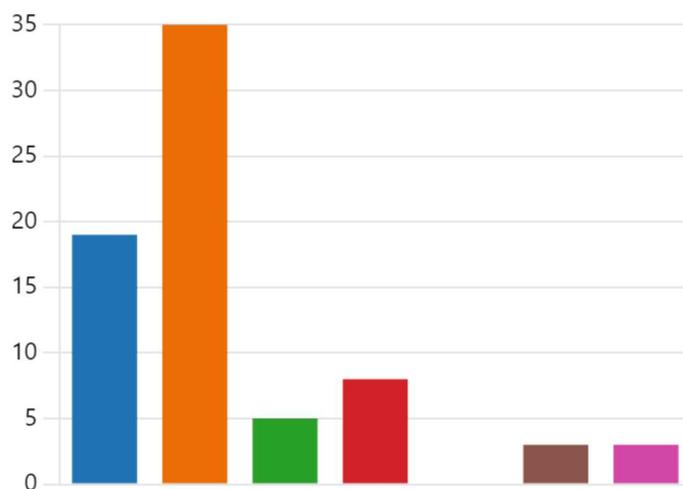
## 9. 母親の就労状況についてお答えください

● 正職員・正規職員・会社役員	125
● 嘱託・契約社員・派遣社員	27
● パート・アルバイト・日雇い・非常勤...	276
● 自営業	17
● 働いていない	77
● わからない	3
● いない	1



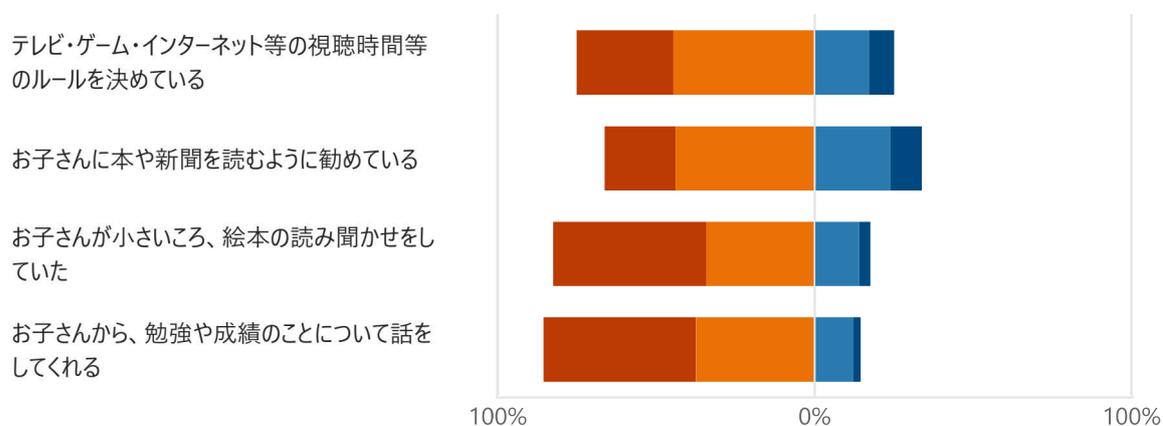
## 10. 母親の働いていない理由を教えてください

● 働きたいが、希望する条件の仕事が...	19
● 子育てを優先したいため	35
● 家族の介護、介助のため	5
● 自分の病気・障がいのため	8
● 通学しているため	0
● 配偶者の所得のみで十分なため	3
● その他	3



## 11. あなたとお子さんの関わりについて、次のどのようなことにどのくらい当てはまりますか

■ あてはまる    ■ どちらかといえばあてはまる    ■ どちらかといえばあてはまらない    ■ あてはまらない

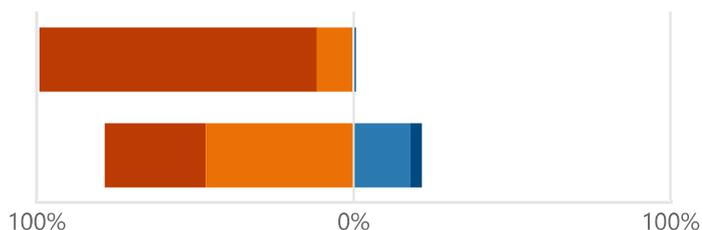


## 12. 次のようなことをどの程度していますか

■ よく参加している
 ■ ときどき参加している
 ■ あまり参加していない
 ■ まったく参加していない

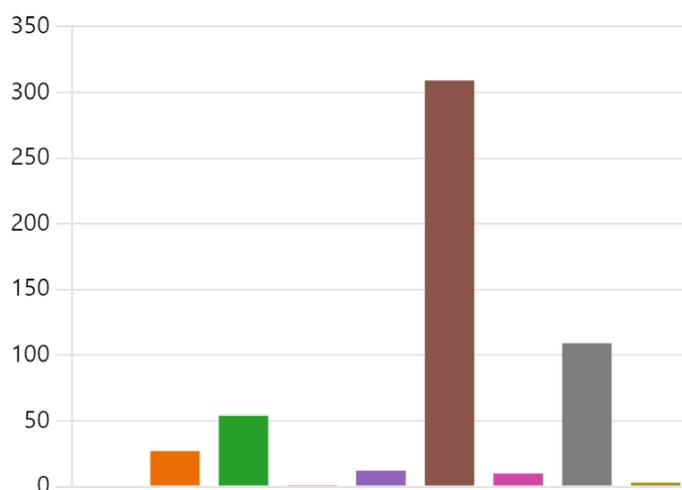
授業参観や運動会などの学校行事への参加

PTA活動や保護者会、放課後学習支援等のボランティアなどへの参加



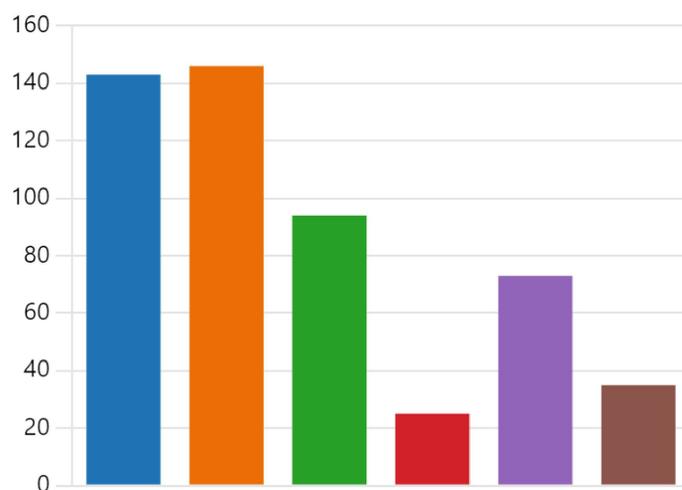
## 13. お子さんは将来、現実的に見て、最終的にどの学校まで進学すると思いますか

<span style="color: #000080;">●</span> 中学	0
<span style="color: #FF8C00;">●</span> 高校	27
<span style="color: #008000;">●</span> 専門学校	54
<span style="color: #DC143C;">●</span> 高等専門学校	1
<span style="color: #800080;">●</span> 短大	12
<span style="color: #8B4513;">●</span> 大学	309
<span style="color: #DC143C;">●</span> 大学院	10
<span style="color: #696969;">●</span> まだわからない	109
<span style="color: #808000;">●</span> その他	3



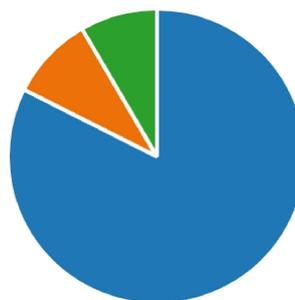
#### 14. 上記の理由は何ですか

● お子さんがそう希望しているから	143
● 一般的な進路だと思うから	146
● お子さんの学力から考えて	94
● 家庭の経済的な状況から考えて	25
● 特に理由はない	73
● その他	35



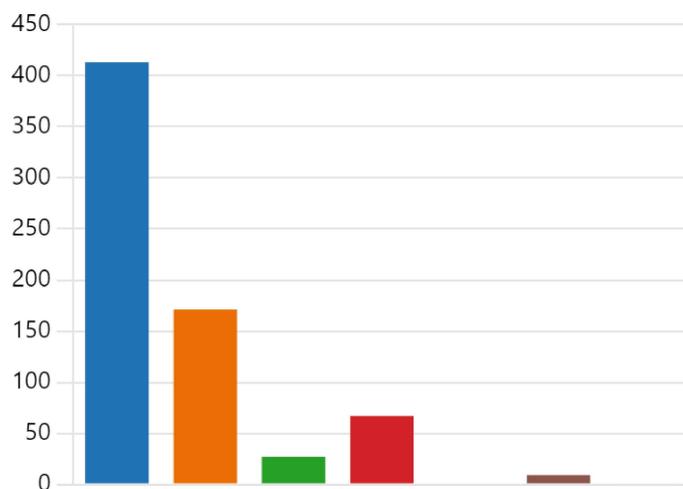
#### 15. 次に挙げる事柄で頼れる人はいますか（子育てに関する相談、重要な事柄の相談、いざという時のお金の相談等）

● 頼れる人がいる	433
● いない	48
● それらのこととは人に頼らない	44



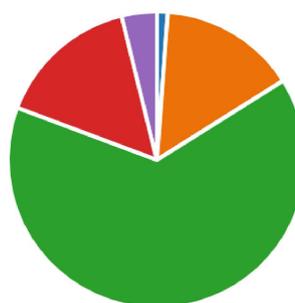
16. 上記の質問で、頼れる方はどなたですか（該当するもの全て選択）

● 家族・親族	413
● 友人・知人	171
● 近所の人	27
● 職場の人	67
● 民生委員・児童委員	0
● 相談・支援機関や福祉関係の人	9
● その他	1



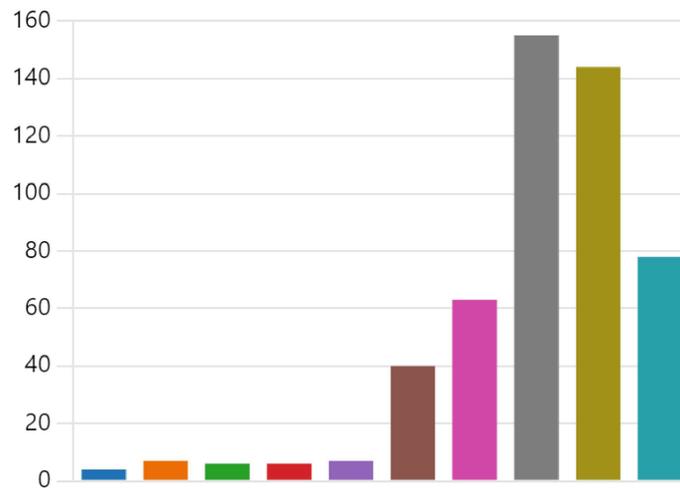
17. 現在の暮らしの状況をどのように感じていますか

● 大変ゆとりがある	6
● ゆとりがある	78
● ふつう	339
● 苦しい	81
● 大変苦しい	20



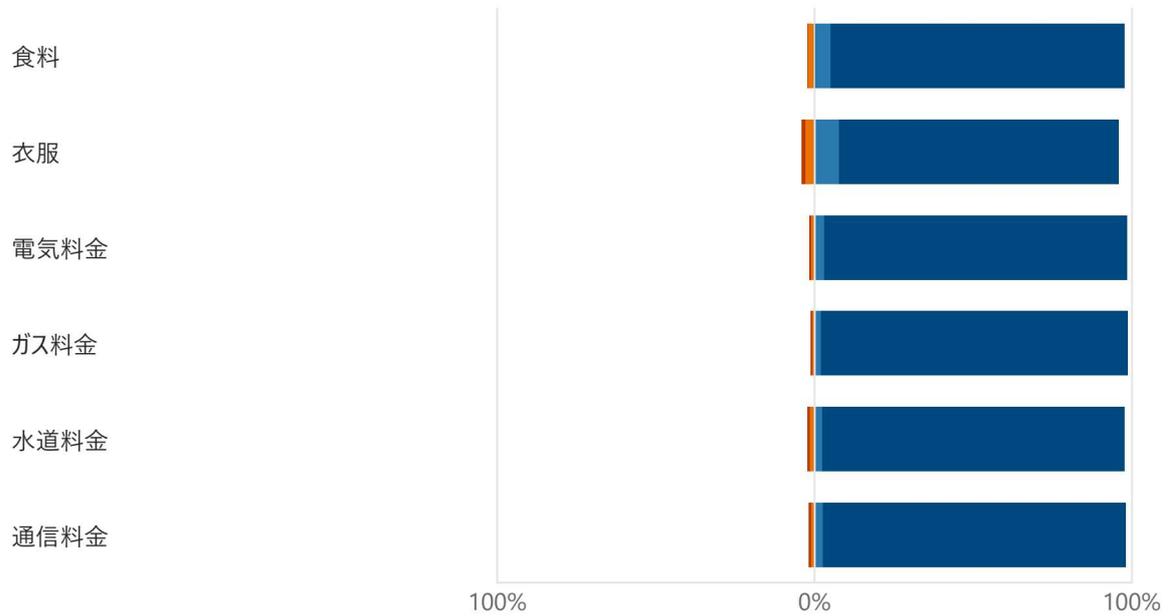
## 18. 世帯全体のおおよその年間収入はいくらぐらいですか

● 100万円未満	4
● 100～150万円未満	7
● 150～200万円未満	6
● 200～250万円未満	6
● 250～300万円未満	7
● 300～400万円未満	40
● 400～500万円未満	63
● 500～750万円未満	155
● 750～1,000万円未満	144
● 1,000万円以上	78



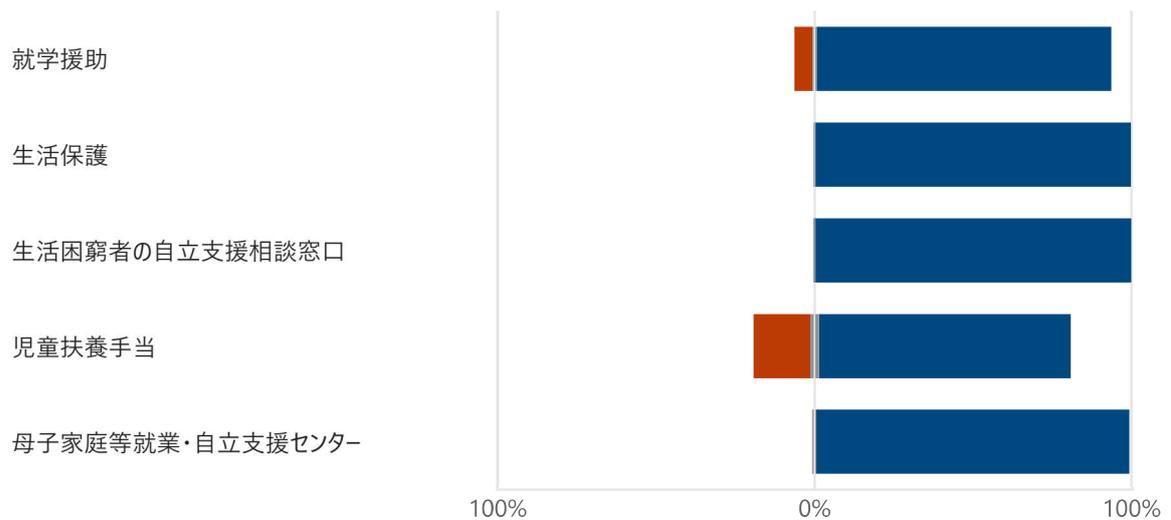
19. あなたの世帯では過去1年間にお金が足りなくて、家族が必要とする食料・衣服が買えない、または公共料金等が支払えないことがありましたか

■ よくあった ■ ときどきあった ■ まれにあった ■ まったくなかった



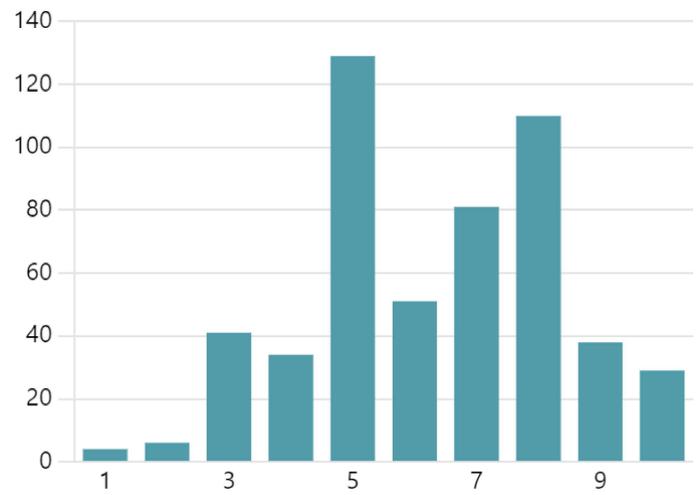
20. あなたのご家庭では、それぞれの支援制度を利用したことがありますか

■ 現在利用している ■ 現在利用していないが以前利用したことがある ■ 利用したことがない



21. 全体として、あなたの最近の生活にどのくらい満足していますか  
※「10」満足、「5」普通、「1」不満の10段階評価で回答してください

6.32  
平均評価



## 鴻巣市こどもの権利条例（案）

### 【目的】

こどもの権利及びその保障について必要な事項を定めることにより、こどもの権利に対する理解を深め、かつ、こどもの健やかな成長を支援することを目的とする。

### 【定義】

- (1) こども 18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護する者をいう。
- (3) 地域住民等 地域の住民、市内に通勤し、若しくは通学している者又は市内で活動している個人若しくは団体をいう。
- (4) 施設 児童福祉法に規定する児童福祉施設、学校教育法に規定する学校その他のこどもが育ち、学び、又は活動するための施設をいう。
- (5) ヤングケアラー 本来大人が担うと想定される家事、家族の世話等を日常的に行っている18歳未満の者をいう。

### 【基本理念】

- (1) 全てのこどもは、いかなる理由でも差別されず、権利が保障される。
- (2) こどもの最善の利益が最優先されるべきである。
- (3) 全てのこどもの命が守られ、健やかに成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障される。
- (4) こどもは、自らの意見を表明する権利を有し、その意見は適切に尊重されるべきである。

### 【安心して生きる権利】

こどもは、安心して生きる権利を有し、次の事項が保障される。

- (1) 生命が守られ、安全な環境の下で生活すること。
- (2) 健康的な生活を送ること。
- (3) 愛情及び理解をもって育まれること。
- (4) いかなる理由によっても差別されないこと。

### 【心身ともに豊かに育つ権利】

こどもは、心身ともに豊かに育つ権利を有し、次の事項が保障される。

- (1) 自分らしさが認められ、個人として尊重されること。
- (2) 年齢及び発達に応じ、安心できる場所で学び、遊び、及び休息すること並びに適切な助言及び支援を受けること。
- (3) 芸術、文化及びスポーツに親しむこと。
- (4) 豊かな自然に親しむこと。

### 【自分を守り、守られる権利】

こどもは、自分を守り、守られる権利を有し、次の事項が保障される。

- (1) いじめ、体罰、虐待等を受けないこと。
- (2) 犯罪、危険その他有害な環境から守られること。
- (3) 自分の考えが尊重され、不当な扱いを受けないこと。
- (4) プライバシーが守られ、名誉及び信用が傷つけられないこと。
- (5) 困ったときに相談でき、適切な支援を受けられること。

### 【意見表明及び参加する権利】

こどもは、意見表明及び参加する権利を有し、次の事項が保障される。

- (1) 自分の意見を表明すること。
- (2) 表明した自分の意見が尊重されること。
- (3) 意見を表明するために必要な情報の提供等の支援を受けられること。
- (4) 仲間を作り、仲間を集い、又は仲間と活動すること。

### 【市の責務】

市は、こどもの権利を尊重し、その権利を保障する責任を負う。

市は、こどもが健やかに成長できるよう、こども、保護者、地域住民等及び施設関係者の支援に努めるものとする。

### 【保護者の責務】

保護者は、こどもの権利を尊重し、こどもが健やかに成長できる環境を提供するよう努めるものとする。

### 【地域住民等の責務】

地域住民等は、こどもの人間性が地域との関わりの中で育まれることを認識し、こどもの健やかな成長を支援するよう努めるものとする。

地域住民等は、こどもが地域社会の一員として、地域の活動に参加できる機会を確保するよう努めるものとする。

### 【施設関係者の責務】

施設関係者は、こどもが主体的に学び、育つことができるよう、こどもの年齢及び発達に応じた必要な支援を行うよう努めるものとする。

#### 【こどもの権利に関する普及及び啓発】

市は、こどもの権利に関して、こども、保護者、施設関係者及び地域住民等の理解を深めるために、普及及び啓発に努めるものとする。

こどもの権利について、こども、保護者、地域住民等の理解を深めることを目的として、鴻巣市こどもの権利の日を制定する。

市は、鴻巣市こどもの権利の日に合わせて、第1条に規定する目的に合致する事業を実施するものとする。

#### 【こどもの居場所の確保】

市、地域住民等及び施設関係者は、こどもが年齢及び発達に応じて、安心して過ごすことのできる居場所の確保に努めるものとする。

#### 【困窮等の状況にあるこどもへの支援】

市は、家庭の困窮のため教育を受ける機会を失うおそれがあるこどもに対しては、教育を受ける機会の均等を図るため、支援に努めるものとする。

市は、全てのヤングケアラーが個人として尊重され、心身健やかな成長及び自立が図られるよう支援を行うとともに、こどもの権利及び利益が最大限尊重されるよう努めるものとする。

#### 【虐待及び体罰の防止】

市は、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の規定に基づき虐待及び体罰の防止並びに早期発見のための対策を講じるよう努めるものとする。

保護者及び施設関係者は、虐待及び体罰を行ってはならない。

#### 【いじめの防止】

市は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の規定に基づきいじめの防止並びに早期発見のための対策を講じるよう努めるものとする。

#### 【こどもの虐待、いじめ及び体罰の通報】

こども、保護者、地域住民等及び施設関係者は、こどもの虐待、いじめ及び体罰に関する情報を得たときは、速やかに関係機関に通報しなければならない。

#### 【こどもの権利侵害からの救済】

市は、こどもの権利侵害の通報を受け、又は発見したときは、速やかに対応するとともに、こどもの特性及び権利侵害に応じた適切な救済を行うものとする。

**【相談窓口の設置】**

市は、こどもや保護者が相談を行うための窓口を設置し、迅速かつ適切に対応するものとする。

**【委任】**

その他必要な事項は、市長が定めるものとする。

## 別記様式

		担当課	こども応援課
会議の名称	令和6年度第2回鴻巣市こどもまんなか会議		
開催日	令和6年9月20日(金)		
開催時間	13時30分開会・14時30分閉会		
開催場所	鴻巣市役所 1001会議室		
議長(委員長・会長)氏名	会長 武井利男		
出席者(委員)氏名(出席者数)	武井利男(会長) 小林美鈴(副会長) 石田恵子 小松大祐 伊藤ひかり 窪香奈子 直井利充 鈴木将浩 渡邊吉行 山口延之 小池愛 清水将之 平野康子 二俣一登(出席者14名)		
欠席者(委員)氏名(欠席者数)	久保田泰雄 薮島麻弓 高井康孝(欠席者3名)		
事務局職員職氏名	こども未来部長 小林宣也 子育て支援課長 高子英江 こども応援課長 沼上早苗 こども応援課主任 田村友裕	こども未来部副部長 佐々木晴美 保育課長 矢澤潔 こども応援課副参事 黒巢弘路 こども応援課主事 篠原峻輔	
傍聴の可否(傍聴者数)	可(無し)		
会議の内容	令和6年度第2回鴻巣市こどもまんなか会議 議事(1) 鴻巣市こども計画の骨子案について 【資料28】 (2) こどもからの意見聴取について 【資料29】 (3) 鴻巣市こどもの権利条例(案)について 【資料30】		

	<p><b>【決定事項など】</b></p> <p>◆議事（１）について 資料２８に基づき鴻巣市こども計画の骨子案について説明。６章立の構成とする予定であり、１～３章の計画の基本的考え方等を説明した。</p> <p><b>【主な質疑応答内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市全体の人口の推移見込みではなく、児童生徒数の推移見込みがある方が分かりやすいのではないかと。</li> <li>→市全体の人口の推移の方が良いのか、児童生徒数の推移見込みが良いのかについて、今後検討させていただく。</li> <li>・埼玉県との計画との関連性はどうか。</li> <li>→鴻巣市こども計画は、国のこども大綱と埼玉県との計画との整合を図り策定を進めるものであるが、現時点では県計画の詳細が示されていないため、示され次第見直しを行う可能性はある。</li> </ul> <p>◆議事（２）について 資料２９に基づき、小学５年生・中学２年生へのアンケート結果を説明。</p> <p><b>【主な質疑応答内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対面の方が自身の意見を言いやすいという結果は意外であったが、そのような結果が出ているからこそ、こども会議のようなものを開催し、意見を言う場を作るが良いのではないかと。</li> <li>→今年度は、SDGs未来会議として、各中学校の代表生徒による意見提言を行う場を開催している。来年度以降は確定しているものはないが、検討させていただく。</li> </ul> <p>◆議事（３）について 資料３０に基づき、鴻巣市こどもの権利条例案について説明。</p> <p><b>【主な質疑応答内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもの定義を１８歳未満としているが、１８歳の高校３年生も対象とするなど、幅を持たせた考え方が良いのではないかと。</li> <li>→児童の権利に関する条約に基づき、１８歳未満としていたが、こどもの定義については再度検討し、次回の会議の際に検討結果をお示しする。</li> <li>・条例制定後に、取組が適切に行われているかなどの検証を実施する必要があると考えるが、検証を行う旨を明記しないのか。</li> <li>→本市では、全ての事業・取組の評価について行政評価の中でPDCAサイクルによって行っているため、あえてこの条例の中に明記せずとも、進行管理を適切に行っていく枠組みができていると考える。</li> </ul>
配布資料	<p>資料２８ 鴻巣市こども計画の骨子案について</p> <p>資料２９ こどもからの意見聴取について</p> <p>資料３０ 鴻巣市こどもの権利条例（案）について</p>

注) 会議の内容の欄は、主な意見や質疑内容を交えて概要を記入し、記入事項が多い場合は、別紙に記入するものとする。